

三



故勲一等侯孫一勲章加授ノ件
 右謹テ裁可ヲ仰ク
 昭和十九年六月二十日
 内閣總理大臣東條英機

内閣

6.17

229

三三四

内閣勅令第六

昭和十九年六月二十日 内閣官報

内閣總理大臣



賞勳局總裁



故勳一等侯 森一ハ明治二十八年十一月沖繩縣屬任官以來累進シ
 テ朝鮮總督府臨時土地調査局副總裁ニ進ミ同四十五年四月退官次
 テ大正元年十二月三重縣知事ニ任セラレ爾來宮城縣知事、北海道
 廳長官ニ歷任シテ大正八年退官同十二年十月拓務事務局長ト爲リ
 同十三年一月退官後身ヲ政界ニ投シ衆議院議員ニ選マレテ國政ニ
 參畫シ此ノ間鐵道政務次官、内務政務次官ニ任セラレ昭和四年七
 月商工大臣ニ親任セラル當時各種産業ノ振ハサルヲ慨シ極力産業

昭和十九年六月二十日
 昭和十九年六月二十日
 昭和十九年六月二十日

19.6.20
 付受

賞勳局

ノ振興ニ意ヲ注キ内閣ニ臨時産業審議會ノ設置セラルルヤ副會長
ヲ仰付ラレ臨時産業合理局ノ新設ニ力ヲ致シ之ガ長官ヲ兼ネ企業
經營ノ改善、製品ノ規格統一及單純化、能率ノ増進ヲ圖リテ業界
ニ裨益ヲ與ヘ或ハ輸出補償制度ノ實施、染料工業ノ確立等ニ力ヲ
效シタリ又近年燃料國策研究會理事長大東亞液體燃料研究會會長
トシテ我邦石油事業ノ發達ニ盡力シタル等功績顯著ノ者ニ候處本
月十七日死去セル趣ニ付此際特ニ同日附ヲ以テ旭日大綬章ヲ加授
セラレ度此段尢裁ヲ仰ク

軍需第一四號

孫 一

右者明治二十八年帝國大學法科大學ヲ卒業シ直ニ官界ニ身ヲ投シ累進シテ朝鮮總督府臨時土地調査局副總裁ニ進ミ明治四十五年四月退官次テ大正元年十二月三重縣知事ニ再任爾來宮城縣知事、北海道廳長官ニ歴任シテ大正八年退官ス次テ大正十二年十月拓殖事務局長トナリ大正十三年一月退官後身ヲ政界ニ投シ衆議院議員ニ選マレテ國政ニ參畫シ此ノ間鐵道政務次官、内務政務次官ニ任セラレ昭和四年七月商工大臣ニ親任セラル當時各種產業ノ振ハサリシヲ慨シ極力產業ノ振興ニ意ヲ用^レ内閣ニ臨時產業審議會ノ設置セラルルヤ副會長ヲ被仰付次テ臨時產

商 工 省

業合理局ノ新設ニ力ヲ致シ設置セラルルヤ自ラ長官トナリ克ク企業經營ノ改善、製品ノ規格統一及單純化、能率ノ増進等世ニ所謂產業ノ合理化ヲ提唱シテ大ニ業界ニ裨益ヲ與ヘ或ハ又輸出補償制度ノ實施、^料業工業ノ確立等ニ力ヲ致シ又近年石油問題ニ意ヲ用キ燃料國策研究會ノ理事長大東亞液體燃料研究會會長トシテ我邦石油事業ノ發達ニ貢獻スル等多年官界及政界ニアリテ我國政竝ニ產業ノ興隆發達ニ貢獻シタル功績洵ニ顯著ナルモノニ該處老齡病ヲ得テ遂ニ本月十七日死亡致候ニ付テハ生前ノ功勞ヲ錄セラレ特ニ勳章加授ノ恩典ニ浴セシメラレ度此段稟請候也

昭和十九年六月十九日

めくれず

軍需大臣 東條 英 機

内閣總理大臣 東條 英 機 殿



商 工 省

一、輸出補償法ノ制定

輸出振興ヲ圖ル爲輸出手形ニ對スル金融ノ便ヲ講シ以テ本邦商品ノ新販路ヲ開拓シ輸出貿易ヲ振興シ國際貸借ヲ改善スルノ方策トシテ輸出補償法ヲ制定シ本邦商品市場ノ未ダ開拓セラレザル地方ニ對スル輸出手形ヲ銀行ガ買取り其ノ支拂ヲ受クルコト能ハザルガ爲ニ蒙リタル損失ヲ政府ニ於テ或限度迄補償スル制度ヲ設ケ以テ輸出貿易ノ振興ヲ圖ルニ努メタリ

一、染料工業ノ確立ヲ期スル爲大正十四年法律第二十九號制定セラレ同法ニ基キ勅令ヲ以テ未ダ本邦ニ生産ナキ重要染料二十七品種ヲ指定シ之ガ製造獎勵シ獎勵金ヲ交附シ來レル處昭和四年十月勅令ヲ改正シ人造藍ヲ追加シ次テ昭和五年五月再ヒ「アンスラセン

商 工 省

ブルー」及「バラニトラニリン」ノ二品種ヲ追加シ獎勵金ヲ交附シ之ガ製造ヲ獎勵シ以テ我邦染料工業ノ確立ニ貢獻セリ

一、貿易局ノ新設

貿易ノ振興ニ關シテハ從來諸般ノ施設ヲ講ジ來レルモ世界各國何レモ外國貿易ノ伸暢ニ腐心シ諸國間ノ競争ハ日ヲ逐フテ熾烈トナルノ状態ニ鑑ミ我邦貿易ノ振興ヲ圖ルガ爲ニハ有力ナル貿易行政機關ヲ設ケ常時有效適切ナル方策ヲ考究遂行セシムル要アルヲ以テ商工省ニ新ニ貿易局ヲ設置シ以テ貿易行政ノ刷新充實ヲ圖レリ

一、産業ノ合理化

イ、臨時産業審議會ノ設置

昭和五年一月内閣ニ臨時産業審議會ノ設置セラルルヤ副會長トナリ我邦産業ノ振興發達並其合理化ニ關スル各般ノ施策ニ

付審議シ功績尠カラス

ロ、臨時産業合理局ノ設置

我邦産業界ノ現状ニ鑑ミ資本及設備ノ整理統制ヲ爲シ生産費ノ低下、生産能率ノ増進ヲ圖ルノ要極メテ緊切ナルモノアリ之ガ爲ニハ企業ノ合同聯合、製品ノ規格統一及單純化、科學的管理法ノ實行、國産品ノ愛用、産業金融ノ改善等其ノ行フベキ所甚々多キ爲之ガ根本的方策ヲ審議決定セシムル爲内閣ニ臨時産業審議會設置セラレタルヲ以テ其ノ決定セル方策ノ迅速ニ徹底シテ實行スルガ爲ニハ別ニ其ノ機關ヲ特設スルノ要アルヲ以テ商工大臣ノ管理ノ下ニ新ニ臨時産業合理局ヲ設ケ自ラ長官トシテ克ク經營ノ改善、製品ノ規格統一及單純化能率ノ増進等産業合理化ニ貢獻セル效績洵ニ顯著ナリ

商 工 省

一、燃料問題ニ意ヲ用キ燃料國策研究會理事長或ハ大東亞液體燃料研究會會長トシテ同志ト謀リ國內原油増産ニ關スル委員會ヲ結成シ適切ナル方策ヲ決定シ要路ニ建設シ或ハ石油事業ヲ五重要産業竝ニ取扱ハレタキ件關シテハ最モ力ヲ致シ克ク帝國石油業ノ振興發達ニ寄與貢獻セル功績尠カラス

衆議院第一三〇號

昭和十九年六月二十日

衆議院書記官長 大木

内閣總理大臣 東條英機 殿

元議員特旨敘勳上申ノ件

元本院議員正三位勳一等侯孫一儀去十七日薨去致候

同人へ大正十三年五月十日第十五回總選舉ニ際シ島根縣ヨリ推サレ
衆議院議員ニ當選シタルヲ初メ第十六回、第十七回、第十八回、第
十九回、第二十回ノ各總選舉ニ當選在職十八年ノ永キニ亘リ議會ヲ
閱スルコト亦三十一議會ノ多キニ及ヒ候此間克ク審議ノ大任ニ當リ
克ク其ノ職責ヲ竭シタルハ固ヨリ各禮ノ常任委員會及幾多重要法案

ノ委員會ニ於テ屢々委員又ハ委員長トシテ之カ職務ニ執掌シ民意ノ
暢達意政ノ進展ニ貢獻シタル功勞誠ニ多大ナルモノ有之候

猶此ノ外鐵道政務次官、内務政務次官トシテ國政ノ樞機ニ參與シ或
ハ又商工大臣トシテ輔弼ノ重責ニ任シタル功績亦多大ナルモノ有之
候

就テハ今般同人ノ薨去ニ際シ生前ノ功績御詮議ノ上特旨敘勳ノ儀御
取計相成度別紙履歷書及參考書類相添へ此段及上申候也



230

正三位勳一等

依

孫

一

東京都

明治二年五月七日

東京都赤坂區新坂町六番地

同 右

明治二八

七一〇東京帝國大學法科大學法科卒業

一一 二文官高等試験合格

二五 沖繩縣屬 二級俸

二九 九二五同 參事官 高等官七等

一二二五從七位

三一 七二八兼任沖繩縣土地整理事務局事務官高等官六等

九二〇敘正七位

一一一四高等官六等

明治三二

五 九東京府參事官 高等官六等

一〇 二東京府參事會員

三三 四 一東京府土地收用審査會員

二七石川縣書記官 高等官六等

五 四石川縣地方森林會議員

五 株株式會社石川縣農工銀行監理官

一一石川縣參事會員

九 四高等官五等

一二二五從六位

三五 三二六鹿兒島縣書記官 高等官五等

三一 同 地方森林會議員

四 八同 參事會員

五一 二株式會社鹿兒島縣農工銀行監理官

九 一九高等官四等

一二二四正六位

明治三七一〇 高等官三等

一一一〇 從五位

三八 四一九 鹿兒島縣事務官 高等官三等

三九 一一〇 任統制府書記官 高等官三等

四 一〇四 等 旭日小綬章

七二〇 韓國皇帝陛下ヨリ 韓國皇太子殿下 嘉禮記念章

受領佩用允許

光武 九 八 九 任學部次官 勅任官二等

九二〇 統制府參事官 高等官二等

勅任官二等 勳二等大綬章

明治四〇一一〇 正五位

四二 四一八 皇太子 授紀念章受與

慶應 三 八 四 勅任官一等

一二三一 勳一等八綬章

四 三二五 兼任土地調查局副總裁 勅任官一等

衆議院

明治 四 八二八 勳一等大綬章

明治四三一〇 一朝鮮總督府臨時土地調查局副總裁

高等官二等

四四 六一三 勳三等 旭日中綬章

四五 四 一 殿 官

五二〇 從四位 (特旨)

大正 元 一二三 三重縣知事 高等官二等

三四二 八 宮城縣知事 高等官一等

四 八一 二 北海道長官 高等官一等

一一三〇 內務省所管事務政府委員 被仰付

五一 一二五 同 右

六 六二二 同 右

一二二五 同 右

二八 正四位

七一一 四 勳二等 瑞寶章

大正 七一 二五 内務省所管事務政府委員被仰付

八 四一八 依願免本官

一 二一〇 二五 任拓殖事務局長 高等官一等

三〇 恩給審査會委員

一一 五 臨時保約改正調査會委員

九 臨時拓殖經濟調査會委員

同 幹事

三一 國有財産調査會委員

一二 一 馬政調査會委員

一〇 政府委員

二五 同 右

二八 對支文化事業調査會委員

一三 一 一四 依願免本官

五一〇 衆議院議員當選（第十五回總選舉）

八一 二 鐵道政務次官 高等官一等

衆議院

大正 一四 八一〇 内務政務次官 高等官一等

二九 都市計畫中央委員會臨時委員

九 二三 保健衛生調査會委員

一〇 七 特別都市計畫委員會臨時委員

一二 一六 鐵道會議臨時議員

一三 七 社會事業調査會委員

一二 金杯一組

一七 中央衛生會臨時委員

昭和 二 四 二 依願免本官

三 一一 一 解散

二二〇 衆議院議員當選（第十六回總選舉）

一一一〇 金杯一組ヲ賜フ

昭和三年勅令第百八十八號ノ旨ニ依リ大禮記

念章ヲ授與セラレ

四 七 二 任商工大臣

昭和

四

七一五資源審議會副總裁被仰付

一九社會政策審議會委員被仰付

關稅審議會委員被仰付

國際貸借審議會委員被仰付

五敘從三位

八一敘勳一等授瑞寶章

一一一臨時產業審議會副會長被仰付

解散

二二〇衆議院議員當選（第十七回總選舉）

一二五昭和五年勅令第四百十八號ノ旨ニ依リ帝都復

興記念章ヲ授與セラル

六

四一四依願免本官

五一敘正三位（特旨）

八一統制委員會委員被仰付

一一二五鐵道會議議員被仰付

衆議院

昭和

七

一一一解散

二二〇衆議院議員當選（第十八回總選舉）

四二二鐵道會議議員被仰付

一〇一昭和七年勅令第四百十五號ノ旨ニ依リ朝鮮昭

和五年國勢調査記念章ヲ授與セラル

八

九二五製鐵事業評價審査委員會委員被仰付

九

三一一滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル建國功勞章ヲ

受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル

四二九昭和六年乃至昭和九年事業ノ功ニ依リ金杯一

箇ヲ賜フ

九一米穀對策調査會委員被仰付

一一五依願製鐵事業評價審査委員會委員被免

一〇

九二一滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル滿洲帝國皇帝

訪日紀念章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル

七二〇鐵道會議議員被仰付

| | | | |
|-------|------|--|----|
| 昭和一一 | 一一一 | 一二一 | 散 |
| | 二二〇 | 衆議院議員當選（第十九回總選舉） | |
| | 四二五 | 鐵道會議議員被仰付 | |
| 一二 | 三三一 | 解散 | |
| | 四三〇 | 衆議院議員當選（第二十回總選舉） | |
| | 八一七 | 鐵道會議議員被仰付 | |
| | 一一二七 | 金委員會委員被仰付 | |
| 一三 | 五 | 四 依願統制委員會委員被免 | |
| | 九 | 六 日本發送電株式會社設立委員被仰付 | |
| 一四 | 四 | 四 同 | 被免 |
| 一五 | 四二九 | 支那事變ニ於ケル功ニ依リ銀杯一組ヲ授ケ賜フ | |
| | 八一五 | 昭和十五年勅令第四百八十八號ノ旨ニ依リ紀元二千六百年祝典記念章ヲ授與セララル | |
| 一六 | 一一七 | 鐵道會議議員被仰付 | |
| | 五一四 | 國家總動員審議會委員被仰付 | |
| 昭和一一六 | 一一二 | 九 滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル建國神廟創建紀念章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セララル | |
| | 一三 | 產業設備營團設立委員被仰付 | |
| 一七 | 一一二 | 同 | 被免 |
| 一九 | 六一七 | 去 | |
| | 當選回數 | 六回 | |
| | 在職年數 | 十八年 | |

衆議院

議員任職中重要委員表 第一

大正一三 七 二大正十年改訂至大正十二年改訂ノ議入議出決議

ノ特別ニ選スル法律案委員

三右 委員長

五小作義博法律案委員

八小樽陸軍道官第二職工學選拔ニ關スル建議案

外二件委員

一六農務教育費増進負債増額ニ關スル建議案委員

昭和 八 二二八日本製鐵株式會社法案外一件委員

三三臨時議員選舉法中改正法律案衆議院議案委員

一一 五 五 議員委員

一二 三一七 新法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）委員

一八右 委員長

七二五 勸務奉答文起草ノ件委員

右 委員長

衆議院

昭和一一三 一一二五 電力管理法案（政府提出）外三件委員

二六右 委員長

三二五 電力管理法案外三件兩院協議會委員

一六一 二一六 開院式 勸務奉答文起草ノ件委員

裏面白紙

軍需省

燃料政策研究會規約

第二條 本會ハ燃料特ニ液体燃料ニ關スル事項ヲ研究シ管理ヲシテ
料ノ自給自足ニ到達セシムルヲ以テ目的トス

- (一) 液体燃料ニ關スル講演會又ハ座談會ノ開催、並ニ圖書印刷物ノ刊行等ニ依リ液体燃料ニ對スル輿論ノ喚起指導ニ任ズ
- (二) 國內油田ノ狀況觀察ノ結果報告、國內石油資源ノ開發ニ關スル意見ノ明白等ニ依リ國家ノ燃料政策ノ施行ニ協力ス

俵孫一氏

一、燃料國策研究会 理事長トシテ

昭和十二年六月一日ヨリ

十八年九月二十七日

大東亜液体燃料研究会カ

出立ルマテ

六年四月

一、大東亜液体燃料研究会 会長トシテ

昭和十八年九月二十七日ヨリ

死去ト至ルマテ

(ハ) 北條太師業ノ姉妹曾附南條太師業ニ對スル投資及融資ハ數時
金融金庫チシテ肩代リセシムルモノトス

(ト) 北條太師業ノ自及學務者ハ南條太師業ニ引續グモノトス

| 位階 | 功勞 | 姓名 | 生年 | 明治 | 官公署 |
|--------|--------|-------------------------|-----|-------|-----|
| | | 磯 孫 一 | 明治二 | 年二月五日 | 官公署 |
| | | 島根縣那賀郡濱田町字原井五九五 | | | |
| 明治廿八年 | 七月十日 | 法科大學卒業 | | | |
| 明治廿九年 | 九月廿五日 | 任沖繩縣參事官 | | | 沖繩縣 |
| 明治廿九年 | 十一月廿六日 | 任沖繩縣屬 | | | |
| 明治三十年 | 六月八日 | 年俸九百圓下賜 | | | 内務省 |
| 明治三十一年 | 二月十九日 | 年俸千圓下賜 | | | 内務省 |
| 明治三十一年 | 七月八日 | 兼任臨時沖繩縣土地整理事務局事務官 | | | 内務省 |
| 明治三十一年 | 九月廿日 | 敘正七位 | | | 内務省 |
| 明治三十一年 | 十一月十一日 | 臨時沖繩縣土地整理事務局文官普通試験委員ヲ命ス | | | 内務省 |
| 明治三十一年 | 十一月十四日 | 離敘高等官六等(本官) | | | 内務省 |
| 明治三十一年 | 五月九日 | 任東京府參事官 | | | 内務省 |
| 明治三十一年 | | 敘高等官六等 | | | 内務省 |
| 明治三十一年 | | 年俸千圓下賜 | | | 内務省 |
| 明治三十三年 | 四月一日 | 改地方高等官俸給令 | | | |
| 明治三十三年 | 四月一日 | 二級下賜 | | | |
| 明治三十三年 | 四月廿七日 | 任石川縣書記官 | | | |

商工省

職名書用紙 甲

| | | | |
|--------|--------|----------------------|-----|
| 明治四十年 | 四月 一日 | 敘勳四等授旭日小綬章（明治廿七八年ノ功） | 賞勳局 |
| 明治四十年 | 四月廿七日 | 農商工部商工課長兼水産課長ヲ命ス | 統監府 |
| | 八月 九日 | 任學部次官 | 統監府 |
| | | 敘高等官二等 | 内閣 |
| | 九月 廿日 | 改統監府官制（參與官トナル） | |
| | | 敘高等官二等 | |
| | | 三級俸下賜 | 統監府 |
| | 九月十九日 | 韓國政府ニ聘用セララル | |
| | 九月 廿日 | 釋職 | |
| | 十二月 十日 | 敘正五位 | 宮内省 |
| 明治四十二年 | 四月 九日 | 韓國勳二等太極章受領及佩用允許 | 賞勳局 |
| | 七月十九日 | 二級俸下賜 | |
| 明治四十三年 | 二月廿八日 | 韓國第一位八卦章受領及佩用允許 | 賞勳局 |
| | 四月 一日 | 改高等官俸給令 | |
| | | 二級俸下賜 | |
| | 八月廿八日 | 韓國勳一等太極章受領及佩用允許 | |
| | 十月 一日 | 廢官 | |
| | 十月 一日 | 任朝鮮總督府臨時土地調查局副總裁 | 内閣 |
| | | 敘高等官二等 | |
| | | 一級俸下賜 | |
| 明治四十四年 | 六月十三日 | 敘勳三等授旭日中綬章 | 賞勳 |
| 明治四十五年 | 四月 一日 | 廢官 | |
| 明治四十五年 | 五月 廿日 | 特旨ヲ以テ位一級被遷 | 宮内省 |
| | | 敘從四位 | |

商 工 省

補正書用紙 乙

| | | |
|-------------|------------------|-----|
| 大正 元年十二月廿二日 | 任三重縣知事 | 内務省 |
| | 敘高等官二等 | 内務省 |
| | 二級俸下賜 | 内務省 |
| 八月 一日 | 韓國併合記念章授與 | 内務省 |
| 三年 四月廿八日 | 任宮城縣知事 | 内務省 |
| | 敘高等官一等 | 内務省 |
| | 二級俸下賜 | 内務省 |
| 四年 八月廿二日 | 任北海道廳長官 | 内務省 |
| | 敘高等官一等 | 内務省 |
| | 二級俸下賜 | 内務省 |
| 十一月 三日 | 内務省所管事務政府委員被仰付 | 内務省 |
| 十一月 十日 | 大禮記念章授與 | 賞勳局 |
| 大正 五年十二月廿九日 | 内務省所管事務政府委員被仰付 | 内務省 |
| 大正 六年 六月廿二日 | 内務省所管事務政府委員被仰付 | 内務省 |
| 十二月廿五日 | | 賞勳局 |
| 十二月廿八日 | 敘正四位 | 官内省 |
| 七年十一月 四日 | 敘勳二等授瑞寶章 | 賞勳局 |
| 十二月廿五日 | 内務省所管事務政府委員被仰付 | 内務省 |
| 八年 四月十八日 | 一級俸下賜 | 内務省 |
| | 依願免本官 | 内務省 |
| 十二年十月廿五日 | 任拓殖事務局長 | 内務省 |
| | 敘高等官一等 | 内務省 |
| 十月 卅日 | 恩給審査委員被仰付 | 内務省 |
| 十一月 五日 | 臨時條約改正調査委員會委員被仰付 | 内務省 |

商 工 省

履歴書用紙 乙

| | | | |
|------|--------|-------------------------------------|-----|
| 昭和二年 | 十二月廿四日 | 内務省所管事務政府委員被仰付 | 内務省 |
| 昭和二年 | 三月廿六日 | 同 | 内務省 |
| | 四月廿二日 | 依願免本官 | 被免 |
| 三年 | 二月廿日 | 衆議院議員當選 | |
| | 十一月十日 | 金杯壹箇ヲ賜フ | 賞勳局 |
| 四年 | 七月二日 | 任商工大臣 | 内務省 |
| | | 不當廉買審査委員會會長 (大正九年十一月) | |
| | | 工業品規格統一調査會會長 (大正十年四月) | |
| | | 國產振興委員會會長 (大正十五年六月) | |
| | | 瓦斯事業委員會會長 (大正十四年十二月) | |
| | | 商工審議會會長 (昭和二年五月) | |
| | | 商工參考館設立調査委員會會長 (昭和四年五月十四日) | |
| 昭和四年 | 七月十五日 | 資源審議會副總裁被仰付 | 内務省 |
| | | 敍從三位 | 宮内省 |
| | 七月十九日 | 社會政策審議會委員被仰付 | 内務省 |
| | | 關稅審議會委員被仰付 | 内務省 |
| | | 國際貸借審議會委員被仰付 | 賞勳局 |
| | 八月一日 | 敍勳一等授瑞寶章 | 賞勳局 |
| 昭和五年 | 八月廿日 | 商工參考館設立審査委員會會長自然消滅 (八月廿日閣議決定同委員會廢止) | |
| 昭和五年 | 一月廿一日 | 臨時產業審議會副會長被仰付 | |
| | 六月二日 | 臨時產業合理局長官 (五、六二新令第一一二號) 同官制公布 | 商工省 |
| 昭和五年 | 七月五日 | 商工審議會會長 (新令第三百三十一號) 官制廢止ニ依リ自然消滅 | 商工省 |
| 昭和三年 | 十一月十日 | 昭和三年勅令第八十八號ノ旨ニ依リ 大禮記念章ヲ授與セラル | |

商工省

昭和官報一乙

| | | |
|-----------|------------------------------------|------------------------|
| 昭和五年 | 二月二十日 | 衆議院議員當選 (第十七回) |
| 六年 | 四月十四日 | 依願免本官 |
| | 五月一日 | 敘正三位 (特旨) |
| | 八月十一日 | 被勸委員會委員被仰付 |
| | 十一月廿五日 | 鐵道會議議員被仰付 |
| 七年 | 一月廿一日 | 解散 |
| | 二月二十日 | 衆議院議員當選 (第十八回) |
| | 四月廿三日 | 鐵道會議議員被仰付 |
| 八年 | 九月廿五日 | 製鐵專業評價審査委員會委員被仰付 |
| 九年 | 九月一日 | 米穀對策調査會委員被仰付 |
| | 十一月五日 | 依願製鐵專業審査委員會委員被免 |
| 十年 | 七月二十日 | 鐵道會議議員被仰付 |
| 昭和三年十一月十日 | 大禮記念章授與セラル | |
| 五年十二月五日 | 昭和五年勅令第一四八號ノ旨ニ依リ帝都復興記念章授與 | |
| 七年十月一日 | 昭和七年勅令第一四五號ノ旨ニ依リ朝鮮昭和五年極勢調査記念章授與セラル | |
| 九年三月一日 | 滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル建國功勞章受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル | |
| | 四月廿九日 | 昭和六年乃至九年事變ノ功ニ依リ金杯一箇ヲ賜フ |
| 十一年一月廿一日 | 解散 | |
| | 二月二十日 | 衆議院議員當選 (第十九回) |
| | 四月廿五日 | 鐵道會議議員被仰付 |
| 十年九月廿一日 | 滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル滿洲帝國皇帝訪日記 | |

商 工 省

| | | | |
|----------|--------|--------------------------|--------------------|
| 十二年 | 三月卅一日 | 解散 | 念章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル |
| | 四月三十日 | 衆議院議員當選(第二十回) | |
| | 八月十七日 | 鐵道會議議員被仰付 | |
| 十三年 | 五月 四日 | 依願統制委員會委員被免 | |
| | 九月 六日 | 日本發送電株式會社設立委員被仰付 | |
| 十四年 | 四月 四日 | 日本發送電株式會社設立委員被免 | |
| 十五年 | 四月廿九日 | 支那事變ニ於ケル功ニ依リ銀杯一組ヲ授ケ賜フ | |
| | 八月十五日 | 昭和十五年勅令第四八八號ノ旨ニ依リ紀元二千六百年 | |
| | | 祝典記念章ヲ授與セラル | |
| 十六年 | 一月十七日 | 鐵道會議議員被仰付 | |
| | 五月十四日 | 國家總動員審議會委員被仰付 | |
| 商 工 省 | | | |
| 昭和十六年十二月 | 九日 | 滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル建國神廟創建記念章ヲ | |
| | | 受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル | |
| | 十二月十三日 | 產業院備置團設立委員被仰付 | |
| 十七年 | 一月廿二日 | 產業院備置團設立委員被免 | |
| 十九年 | 六月十七日 | 罷去 | |

履歴書用紙 乙

建
議
書

石油ヲ五重要産業並ニ取扱レタキ件ニ付建議

(代 藤 寫)

大東亞液体燃料研究會

247

昭和十九年十二月十四日

大東亞液体燃料研究会
會長 依 孫

一

内閣總理大臣 東條英機閣下
軍需大臣 東條英機閣下
陸軍大臣 東條英機閣下
海軍大臣 嶋田繁太郎閣下

(同文提出先)

石油ヲ五重要産業並ニ取扱ハレタキ件ニ付建議

曩ニ政府ハ戰時^時行政職權特例ニ依リ戰時下鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要軍需物資ノ生産擴充上特ニ必要アル時ハ、内閣總理大臣ハ關係各省大臣ニ對シ必要ナル指示ヲ爲シ得ヘキコトヲ規定シ、更ニ右ニ要スベキ勞務、資材、動力及資金ニ關シ特ニ行政上ノ特例ヲ明示セラレタリ

鐵鋼、其ノ他上記五大産業ガ戰時下特ニ重要ナルベキニ付イテハ世上之ニ疑ヲ挾ムモノ無之モ職ツテ想ヲ軍需物資生産充實並ニ活用ノ兩面ニ及サバ、以上五大物資ニ重點ヲ置クコトノミヲ以テ、果シテ克ク政府ノ庶幾セル目的達成ニ遺憾無キヲ保セザルベシ、惟フニ石油ハ其性能上戰爭資材トシテ尤モ有用ニシテ、航空機、艦船ノ増産、奈何ニ大量ニ及ブト雖モ、之ガ運行ニ要スベキ有効ナル石油ノ隨伴無クバ、到底其機能ヲ果ス能ハザルベシ

今ヤ南方領域ニ豊富ナル油田地帯ノ確保セララルアリ、軍管理ノ下、直接

戦力ニ必要ナル油量ハ擧ゲテ此領域ヨリ確保シ得ベク、開發並ニ製産ニ邁進セラルル如キモ、今日ノ現状トシテ軍需資材ノ調辨ハ獨リ南方地域ニノミ賴ル能ハズ、尙内地工業施設ノ發動ニ期待スベキモノ多ク、一方南方原油ノ性能ニ照セバ、既存製油設備ニ改良ヲ加ヘ或ハ人造石油工業ニ改良増設ヲ施スベキモノ不尠ルヲ痛感スルモノ也

石油業界ハ戦力増強ニ對應センガ爲メ、夙ニ既存設備ノ増設改良、人造石油工業施設ノ擴充ニ邁進シ、他方天然資源開發、原油掘鑿ニ付テハ、懸命ノ努力ヲ敢テセルモ奈何セン今日ニ至ル現状トシテハ所要ノ勞務、資材並ニ動力ノ調辨ニ缺クル處不尠、殊ニ石油ガ重大産業トシテノ取扱ヲ受クルノ域ニ入ラザルガ爲メ自然各官廳殊ニ地方諸官衙、各統制會、輸送機關等ニヨリ其ノ取扱方ニ付第二次的以下ニ墮セシメラルル事トナリ、勢ヒ是等重點産業ニ優先セラルルノミナラズ、其他ノ産業ニモ時トシテ優位セラルルノ取扱ヲ受クル事トナリ、勞力ノ調達遲延トナリ、物資ノ輸送ハ後廻トナリ、資材ノ割

當不十分トナリ、是等ハ相關聯シテ建設改良補修ノ諸工程ニ著シキ影響ヲ及ボシ、延テ重要軍需資材タル石油ノ生産ニ滯滞ヲ來ス事、直ニ國家ノ要望スル軍需物資急速調辨上遺憾極リ無キモノ也

吾人ハ今更石油ノ重要性ヲ喋々セントスルモノニ非ルモ、優秀ナル航空機並ニ艦船ガ如何ニ多量ニ生産セラルルトモ、之ガ動力タル石油ノ豊富ナル隨伴ナクンバ其ノ威力ヲ發揮スル能ハザルヲ痛感シ、乃チ國內油田ノ大開發、精製設備ノ増強コソハ航空機、艦船増産ト不可分ナル刻下ノ急務タルベキヲ絶叫セントスルモノ也、目下間斷無キ航空決戦ノ連續ト勢ヒ航空機大増産ノ強行ハ自然原動力タル石油ノ平行的大増産ヲ要請スルモノナレドモ、斯業ガ重要産業ニ同列セラレザル事ヨリ、實際問題トシテ上述ノ如キ其ノ目的遂行ニ幾多ノ支障ヲ惹起シ、事實上至難ノ状態ニ陥レルモノニシテ、斯ル状態ノ遷延ハ延テ直接戦力ニ由々シキ影響ヲ及ボスヲ疑ハズ、吾等聲ヲ大ニシテ石油業ノ重要産業並ニ取扱ハルベキ、國策樹立ヲ翹望シテ止マザル所以ノモノ

實ニ茲ニ存ス

願ハクバ政府當局此間ノ認識ヲ深クセラレ、此際急速ニ石油事業ヲ過般決定セラレタル五大重要産業ト同等ノ取扱ヲセラルベキ國策ヲ決定シ、之ヲ中外ニ闡明シテ、以テ綜合戰力増強ニ一段ノ刺戟ヲ與ヘラレン事切望シテ不止處也

本會ハ役員會ノ決議ニ依リ石油事業ノ重點扱方ニ付茲ニ建議シ、至急是ガ採擇ヲ請ハントスルモノニ有之候、幸ニ刻下ノ戰力増強ニ百歩ヲ進ムルヲ得バ其ノ喜ビ當ニ本會ノミノ幸トスル處ニ非ザル也

建 議 書

軍需省設置ニ際シ其機構並ニ運営ニ付建議

(代 藤 葛)

大東亞液体燃料研究會

昭和十九年十月九日

大東亞液体燃料研究会
會長 依 孫

一

内閣總理大臣 東條英機閣下
陸軍大臣 東條英機閣下
海軍大臣 嶋田繁太郎閣下
商工大臣 岸 信 介閣下
企畫院總裁 鈴木貞一閣下

(同文提出先)

252

軍需省設置ニ際シ其機構並ニ運営ニ付建議

曩ニ政府ハ軍需生産ノ急速増強ヲ圖リ、特ニ航空戦力ノ躍進的擴充ヲ圖ル爲、軍需生産ヲ綜合統一的ニ遂行確保スル目的ヲ以テ軍需省ヲ設置セララル旨ヲ公示セラレタリ、本會ハ軍需擴充ノ隘路ヲ根本的ニ打開セラレントスル政府ノ措置ニ對シ滿腔ノ賛意ト希望トヲ有スルモノニ有之、依テ茲ニ軍需省設置ヲ回ル構想ニ關シ左ニ卑見ヲ具シテ之ガ採擇ヲ請ハントスルモノ也

一、石油其他液体燃料（含潤滑劑）ニ關スル行政ハ之ヲ一括シテ軍需省ノ所管トナシ、且強力ナル一局ヲ設ケテ之ガ統督ノ任ニ當ラシムルコト

石油（其他ノ液体燃料ヲ含ム）ハ夫自身兵器トシテ又ハ戰爭遂行上ノ資材トシテ重要ナルコト今更説明ノ要無ク更ニ一方兵器其他軍用諸資材ノ生産工程上絶對必須ナルコト他ノ物資ヲ以テ之ニ代替スル能ハザルニ徴シ明カニシテ其性能上、用途上ヨリ見テ之ガ全部ヲ軍用資材トシテ管理

スルニ非ザレバ到底軍需ノ完璧ヲ期スルコト能ハザルベシ
夫ノ交通、運輸面ニ現ハレタル或ハ農山漁村方面ノ消費ニ見ユル石油ニ
就テ見ル今日モ何レモ戦力増強ニ至大ノ關聯ヲ有シ是等ヲ除外シテハ到
底戰時態勢ノ萬全ヲ期スルコト能ハザルベシ
斯ク觀來レバ石油ハ其用途ノ奈何ヲ不問、其本質上之ヲ軍需資材トシテ
管理シ而モ其重要度ニ鑑ミ須ク強力ナル一局ヲ設ケ以テ開發、増産、品
質ノ向上ニ一元的統制ヲ期スベキモノナルベシ
尙近時人造石油事業ノ發達著シキ折柄之方主要材、合成材並ニ觸媒等其
他苟クモ液体燃料ニ屬スベキモノニ付テハ其鑛物系ナルト否トヲ問ハズ
何レモ燃料行政ノ一環トシテ之ヲ該局ニ統轄セラル、コトトシ、其間ノ
聯絡調整ノ完キヲ得バ液体燃料綜合發展ノ上ニ裨益スル處不尠ルベシ

二、

イ、陸、海軍部直營ノ燃料官署ハ此際之ヲ軍需省ニ移管シ其一貫シタル

行政指導ノ下之ガ管理ニ當ラシムルコト

ロ、民營事業ニ付テハ速カニ強力ナル統制會ヲ組織セシメ前者ト綜合シ
タル計畫ノ下責任量ノ生産供給ニ當ラシムルコト

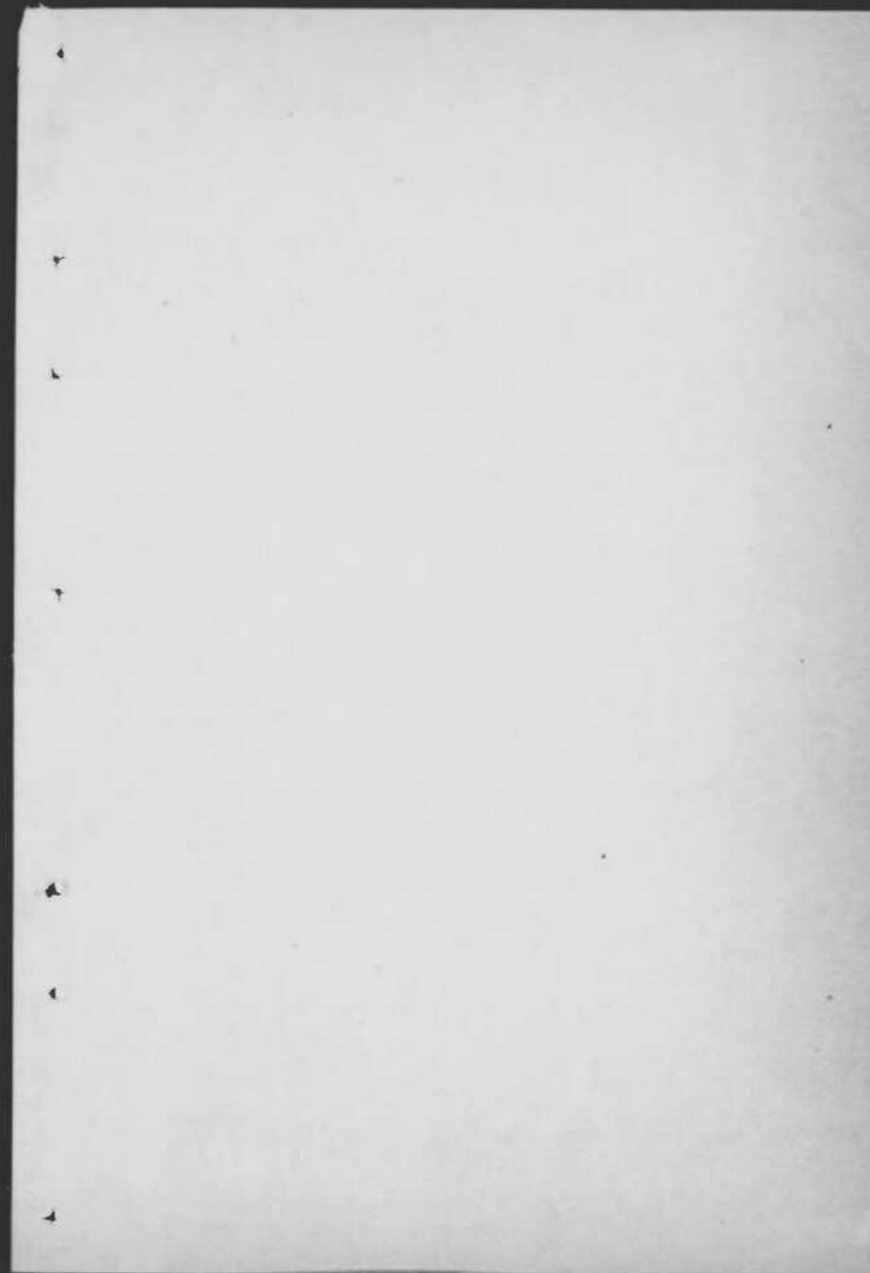
三、石油專賣制ヲ廢止スルコト

石油專賣制ハ當時政府ノ表明セラレタル敏速ニシテ正確ナル重點配給ヲ
庶幾セルモノナレドモ今ヤ軍需省ノ出現ニヨリ軍、官、民凡テニ亘ル石
油が一貫シタル綜合計畫ノ下其開發、生産ノ増進、供給ノ促進ヲ達成セ
ラルルニ至ルベク、一方曩ニ政府ノ聲明セラレタル行政機構並ニ各種統
制団体ノ徹底的強化、簡素化ノ實現ヲ見ントスル今日ニアリテハ、須ク
專賣制ヲ廢シ統制會ヲシテ其指導全キヲ得セシメバ、必ズヤ所期ノ目的
達成ニ困難無カルベシ

以上ハ、石油ノ性能ノ軍需面ニ映ジタル重要度ニ立脚シテ述ベタルモノニシ
テ是ガ理念ハ外地ハ勿論ノコト南方諸地域ニモ均シク及ボスベキモノトス、

想フニ南方諸地域ハ現在軍ノ作戰行動ノ領域ニ屬シ、吾人今日之ニ言及スベキニ非ザルモ、石油行政ニ關スル構想ニ就テハ均シク同一ノ歸結ニ到ルベキモノニシテ、苟クモ油田ノ開發、精油設備ノ運行、人造石油其他類似製品ノ生産指導需給面ノ調整等ハ、舉ゲテ之ヲ軍需省ノ一貫シタル綜合行政下ニ運營セシムルヲ期スベキモノナルベシ

軍需省設置ノ廟議既ニ成リ、今ヤ内部組織檢討ノ機ニ際シ本會ハ役員會ノ議ヲ經テ茲ニ卑見ヲ呈シ參考ニ資セントスルモノニ有之、幸ニ建議ノ趣旨採擇相成、茲ニ燃料行政ノ基幹ヲ不動ノ地ニ築キ百年不易ノ國策遂行ノ機構ヲ見バ其喜ビ當ニ本會ノミノ幸トスル處ニ非ザル也



昭和十九年四月

(代 勝 寫)

西亞における米英石油爭奪戰

大東亞液體燃料研究會

256

米國は最近の石油増産の不振を口實に石油を生産する總ての國に侵略の魔手を延ばしてゐるが、西亞に於ても猛烈な米英の石油争奪戦が行はれてゐる。尤もこれは今に始つたのではなく、既に永い間、兩者の間に暗闘が續けられて來たのであるが、最近の狀勢は完全に英國に不利な展開を示し、英國の世界に於ける石油生産の重要な位置からの轉落を物語つてゐる。事の起りは米内務長官兼戰時燃料局長官ハロルド・イツクスがアメリカン・マガジン誌の昨年十二月號に「米國の石油は段々足りなくなる」と題する論文を寄せて米國內の石油貯藏量は後十四年しか續かず、豫め、充分注意しなければ今後戦争出來なくなる。だから出來るだけ他の國の石油を利用して米國の石油は極力節約せねばならぬ、而も外國の補給にも限度があるから現存の石油資源を優先確保しなければならぬと論じ、更に去る二月七日には「戦後には米國石油の不足が感ぜられるやうになるだらう」と聲明、政府はイツクスを總裁とする直屬の石油貯藏會社を創設して、ペルシヤ灣及アラビヤの利権を所有する二大米國會社、アラビヤ・米國石油會社並にペルシヤ灣開發會社と協定を結び、ペルシヤ灣から地中海まで送油

管を敷設することに決定、米海軍もこの進出政策を極力支持してゐるといはれるが、これに對し米國石油會社の民間代表機關ともいふべき米國石油産業臨時會議から猛烈な反對が起り、これは前記二社に利権を獨占的に附與したことに對する抗議であるといへ、米國內石油工業の歐洲市場支配に對する重大脅威と見てゐる。而してこれに對し海軍長官ハックスは最近議會で「米國石油會社は彼等が折角獲得した利権をみすみす英に取られようとしてゐる」と發言、俄然英の憤激を買ひ、近くワシントンで開催の石油會議に早くも波瀾を豫想させるに至つた。

一方この地中海送油管問題に對する英國側の反響はエコノミスト誌三月十一日號の「西亞における米國」といふ論説であるが、これによれば米國はたゞ一方的な獨斷專行主義を排してあくまで英國との緊密な協力の下にやつてもらひたいと、極めて婉曲な言辭で米國に西亞から手を引けと要求し、又燃料局長官ハックスの歴々の數字の根據を次の通り述べてゐる。

即ち一九四三年八月米國上院の公共土地測量分科委員會に提出された別表第一表、

よれば、一九三八年の生産を基礎にした一九四三年現在の米國の石油貯藏量は後十五年しか續かず、全世界の貯藏量を以てしても其の二倍にしか持たない、さらに一九四三年における米國の貯藏量約十五億バレルを基礎にすれば、米國の貯藏量は十三年間でなくなるといふけれども、世界最大石油埋藏地帯は第一がソ聯邦の南部、イラン、イラク、アラビヤ、エジプトの各國の豊富な油田であり、第二が米國南部、メキシコ、グエネズエラ、コロンビヤ各國の大油田、第三がホルネオ、ユマトラ、ジャグア、ニユーギニヤ等で、現在わかつてゐる埋藏量は實際の埋藏量と殆んど關係がない位だ、この一例としてハックス長官の非難論と全く異つた意見は一九四三年十二月三十日付の雜誌「石油とガス」誌上のニュー・ジャージー州のスタンダード石油會社副社長ウオレフ・ブラットの所論で、それによれば現在の世界石油貯藏量は一千億バレル以上で、内米國が二百億バレル、ソ聯が四百五十億バレル、他が四百億バレルであるが、米國は自國、及びソ聯を除いた他の四百億バレルのうち近東において百三十三億バレル、ラテン米洲において三十七億バレルを既に支配して居り、残りの二百億バレルが英、

蘭島の他となつてゐて、決してイタックス長官の石油不足の根拠は正當なものではない。だから世界の石油資源に優先権を確保しようとする必要は毫もなく、来るべき石油會議には石油の基本原料資源としての重要性に鑑み、

第一、大西洋憲章第四條に掲げられた原料資源確保に關する平等の原則、殊に石油不足の國々に對し、公正な値段で石油を供すること、

第二、油田の開発に際しては油田のある國の利益を十分考慮すること、

の二大原則を基調とする國際石油政策が討議されるよう要望するとしてゐる。

第一表 (一九四二年における世界の石油貯蔵推定量並びに一九三八年における世界の生産高)

| 國 | 一九四二年における世界の貯蔵量 (單位千バレル) | 一九四二年の世界的貯蔵量に對する各國貯蔵量の百分率 | 一九三八年における世界の生産高 (單位千バレル) | 一九四二年の貯蔵量に對する一九三八年の生産量の比率% |
|------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 米 | 二〇,〇〇〇,〇〇〇 | 三六・三六九 | 一,二六四,九七〇 | 六・三二五 |
| ソヴェト聯邦 | 八,五〇〇,〇〇〇 | 一五・四五七 | 二,一〇〇,〇〇〇 | 二・四七一 |
| グエネズエラ | 五,六〇〇,〇〇〇 | 一〇・一八三 | 一,九〇〇,〇〇〇 | 三・三九三 |
| コロンビア | 五,〇〇〇,〇〇〇 | 〇・九〇九 | 二,二〇〇,〇〇〇 | 四・四〇〇 |
| メキシコ | 六,七五〇,〇〇〇 | 一二・二二八 | 三,八〇〇,〇〇〇 | 五・六四四 |
| アルゼンチン | 二,五〇〇,〇〇〇 | 〇・四五五 | 一,六七〇,〇〇〇 | 六・六八〇 |
| エクアドル | 二,七〇〇,〇〇〇 | 〇・四四九 | 二,二六〇,〇〇〇 | 八・三七〇 |
| ボリガイア | 四,〇〇〇,〇〇〇 | 〇・七三三 | 一,五〇〇,〇〇〇 | 〇・三七五 |
| ブラジル | 一,〇〇〇,〇〇〇 | 〇・〇二二 | 〇 | 〇 |
| トリニダード | 四〇〇,〇〇〇 | 〇・七二七 | 一八,〇〇〇 | 四・五〇〇 |
| カナダ | 一,三五〇,〇〇〇 | 〇・二四五 | 八,〇〇〇 | 五・九二六 |
| アルバニア | 二一〇,〇〇〇 | 〇・〇三八 | 七五〇 | 三・五七一 |
| チエフコスロヴァキア | 八,〇〇〇 | 〇・〇一五 | 一五〇 | 一・八七五 |
| フランス | 五,六〇〇 | 〇・〇一〇 | 五七〇 | 一〇・一七九 |
| ドイツ | 八三,〇〇〇 | 〇・一五一 | 四,三〇〇 | 五・一八一 |

第二表 (主要石油生産國間の分配)

一九四三年(石油とガスの生産の推定による)
(単位千バレル)

| | | | | | |
|----------|------------|---------|--|--|--------|
| オーストラリア | 五〇,〇〇〇 | 〇・〇九一 | | | 〇・八〇〇 |
| ハンガリー | 七五,〇〇〇 | 〇・一三六 | | | 一・三三〇 |
| イタリヤ | 一,〇〇〇 | 〇・〇〇二 | | | 〇・〇〇〇 |
| ポーランド | 四四,〇〇〇 | 〇・〇八〇 | | | 一・〇〇〇 |
| ルーマニア | 四六七,〇〇〇 | 〇・八四九 | | | 三・九七〇 |
| 蘭領東印度 | 一,二五〇,〇〇〇 | 二・二七三 | | | 四九・二〇〇 |
| ビルマ | 一〇〇,〇〇〇 | 〇・一八二 | | | 五七・六〇〇 |
| 印 | 五〇,〇〇〇 | 〇・〇九一 | | | 七・五〇〇 |
| エチオピア | 七五,〇〇〇 | 〇・一三六 | | | 二・五〇〇 |
| バルシア海岸地帯 | 一六,四五〇,〇〇〇 | 二九・九一三 | | | 一・六〇〇 |
| その他 | | | | | 一一・五三八 |
| 合計 | 五四,八〇七,六〇〇 | 一〇〇・〇〇〇 | | | 九・〇〇〇 |

各該の支産生産高百分比

| | | | | | |
|--------|-----------|-------|--|--|-------|
| 米 | 一,五一〇,〇〇〇 | 二・二〇二 | | | 三・七〇〇 |
| ソヴェト聯邦 | 二二七,二二五〇 | 〇・四一六 | | | 七・〇〇〇 |
| メキシコ | 一八二,二五〇〇 | 〇・三三三 | | | 七・〇〇〇 |

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|--------|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| イ | 七五,〇〇〇 | 一〇〇 | | | | | | | |
| 蘭領東印度 | 一八,二五〇 | 七三 | | | | | | | |
| ルーマニア | 三六,五〇〇 | 三三・五 | | | | | | | |
| (戦前の生産) | | | | | | | | | |
| (他に英領南緯で一二九ルーマニアは二九七その他六六) | | | | | | | | | |
| メキシコ | 三三,〇〇〇 | 一六 | | | | | | | |
| イ | 二七,三七五 | 二二・七五 | | | | | | | |
| コロンビア | 一三,四五〇 | 一〇 | | | | | | | |
| トリニダード | 二二,〇〇〇 | 一〇 | | | | | | | |
| アルゼンチン | 二四,〇〇〇 | 二一・五 | | | | | | | |
| ペルー | 一四,六〇〇 | 二〇 | | | | | | | |
| バレーン島 | 七,三〇〇 | 七・八 | | | | | | | |
| サウヂアラビア | 五,四七五 | 一〇 | | | | | | | |
| カナダ | 一〇,一〇〇 | 一〇 | | | | | | | |
| エチオピア | 九,一二五 | 一〇 | | | | | | | |



昭和十九年四月

天然瓦斯

〔代贈寫〕

大東亞液體燃料研究會

261

262

國內原油増産が國家の緊急要請である今日、これと
關聯して天然瓦斯事業の重要性が著しく注目されて
來た。本會は三月十八日大多喜天然瓦斯株式會社取
締役技師長三川逸郎氏に請ひ、「本邦に於ける天然瓦
斯事業の現況」に就き特別の御講演を御願した。
これは當日の記録である。

昭和十九年四月

大東亞液體燃料研究會

本邦に於ける天然瓦斯事業の現況

大多喜天然瓦斯株式會社

取締役技師長 三川逸郎

天然瓦斯事業は新興工業であるばかりでなく、燃料工業としては、性質が地味であるため、一般から餘り高く評價されず、又注目されることも少なかつたやうであります。殊に南方占領後の諸情勢の變化は、一時天然瓦斯事業の存立すら不安視する向もあつたかに思はれた程でありましたが、軍需兵器増産の結果、今まで餘り顧みられなかつた重工業用熱源の需要が著しく増大するに至つた今日、その事情は一變してしまひました。即ち天然瓦斯事業はガソリン代用として自動車に使用する外、石炭に代位する燃料として刻下の熱源増強に一段とその重要性を加へるに至つた次第であります。

これから本邦に於ける天然瓦斯事業の現況を御話いたして戦時下燃料確保必至の折、皆様と共に燃料問題に關する認識を深めたいと思ひます。

一、天然瓦斯の存在及び性質

天然に發生する瓦斯は嚴密に言へば、すべて天然瓦斯と稱すべきではありませんが、普通は有機の燃える瓦斯を天然瓦斯と言ひ、無機の燃えないものは天然瓦斯と呼んで居りません。

然らば一體この天然瓦斯は何んな所に存在してゐるかと言ひますと、大體次の四つの場合が考へられます。

一、石油と伴つて存在してゐる場合で、石油瓦斯と呼ぶものであります。例へば秋田縣、新潟縣等の石油地に發噴し、石油と一緒に出てくる瓦斯はこの種の瓦斯であります。

二、石油には伴はないが、石油鑛床の附近並に石油と同一系統の地層中に存在する場合で、之を唯石油瓦斯と言ひます。例へば臺灣の錦水（上部層の瓦斯）、千葉縣の大多喜、茂原地方に噴出するものはこの種に屬する瓦斯であります。

三、沼や湖等の低地若しくは極く若い地層中に發生する場合即ち沼氣瓦斯とかメタン瓦斯とか呼ばれてゐるもので、琵琶湖、諏訪湖畔、信濃川河岸のやうな地域に出るものであります。

四、石炭に伴つてゐる場合即ち石炭層瓦斯で石炭の産出する地域に出る瓦斯であります。此等のうちで最も利用價値のあるのは石油瓦斯と唯石油瓦斯の二つですが、これは埋藏量も豊富だし熱量も高いからであります。

天然瓦斯の成分は炭化水素を主成分とし、之に酸素、炭酸瓦斯、一酸化炭素及び窒素等を伴ひ、稀には硫化水素、ヘリウム等も多少含有する場合があります。而して此等各成分の含む率はその産地によつて、非常に差異があり、メタンの多いもの、揮發油の多いもの、炭酸瓦斯の多いもの、硫化水素の多いもの等色々あります。従つて非常によく燃え易いものもあれば、中には殆んど燃えないといふものもあるわけがあります。こゝで少し御注意いたし度いのは、最後の窒素の多い瓦斯のことであります。之にはヘリウムといふ大切な瓦斯が含有して居ります。この瓦斯は空氣に比べて非常に軽く、どんな温度、壓力の下でも他の元素と化合しないから、水素のやうに爆發したり、燃焼したり

する危険がなく、飛行船にはもつてこいのものであります。残念ながら我が國では山形縣に極く少量産出するに過ぎません。

二、本邦に於ける天然瓦斯の分布

本邦に於ける天然瓦斯の分布は非常に廣く、北は樺太から南は遠く臺灣にまで延びて居ります。尤も本州の中部地方にはその産出を除り聞かないが、次に御話するやうに廣範圍に分布してゐるのであります。

第三紀層から發生する瓦斯の産出地域を北から順次に述べれば樺太、北海道、青森縣、秋田縣、山形縣、新潟縣、長野縣、千葉縣、静岡縣及び臺灣等で、就中最も多く瓦斯の産出してゐる地方は、北海道、秋田縣、新潟縣、千葉縣及び臺灣等であります。その中でも新潟市の附近、千葉縣の茂原、大多喜町地方、臺灣の竹東、錦水等の如きは産出量から言つても又利用状況から見ても、その雄たるものとして知られて居ります。

次に第四紀層より噴出する瓦斯産出地域になります。この方は莫大な廣區域になります。そのうちでも相當なるところを北より順次に擧ぐれば北海道石狩平野地方、長萬部附近、青森縣岩木川流域地方、山形縣酒田町、天童町地方、新潟縣蒲原平野地方、茨城縣利根川下流地方、神奈川縣川崎、東京都深川、千葉縣船橋地方、石川縣河北潟東部地方、静岡縣天龍川、大井川下流地方、愛知縣木曾川

下流地方、岐阜縣養老村附近、滋賀縣琵琶湖地方、鳥根縣安道湖地方宮崎縣加久藤村地方鹿兒島縣敷根町地方等多方面に分布して居ります。以上のやうに第四紀の若い層から出る瓦斯産出地帯は多方面に延びてゐるが、就中石狩平野地域、天童町地域、蒲原平野地域及び琵琶湖地方等が最も有望地域と認められてゐます。

三、天然瓦斯の利用

一般に天然瓦斯の利用方面としては、揮發油用、燃料用、化學的利用、動力用の四つが考へられます。

第一の場合には石油井戸から噴出する天然瓦斯には大抵揮發油が含まれてゐるので、これをガソリンプラントに通して揮發油を採り、残りの瓦斯をその他の方面に利用するのであります。斯うして採つた揮發油を普通の揮發油と區別して天然ガソリンと申してゐます。我が國で大きなプラントの設置されてゐる個處は新潟縣の西山、臺灣の錦水、竹東、新營等でありませぬ。

第二の燃料としての天然瓦斯は熱量が八〇〇〇乃至九〇〇〇キロカロリーと言ふ外の燃料に比べ、遙かに高い熱量、即ち丁度我々が家庭で使つてゐる瓦斯の二倍以上の熱量を持つて居ります。その外成分中には殆んど不純分を含んで居りませぬから、燃焼に際して機械器具並に製品に對して悪影響を及ぼすやうな炭は全然なく、製鋼、硝子工業等のやうな高熱工業用燃料としては最も適當であります。殊に燃料費の低廉なことは天然瓦斯の最も強味とするところであります。石炭に比すれば燃焼

に就ての無駄がなく、石炭瓦斯に較ぶれば有毒成分を含まず、無煙、無臭極めて衛生的で、職工の健康上、能率上理想的燃料であります。

次に天然瓦斯の化學的利用に就ては、これを酸化すれば酸化炭素、フォルマリン、蟻酸、これを鹽素化すれば鹽化メチル、クロロホルム、四鹽化炭素、これを熱分解すればカーボンブラック、水素これを重合すればアセチレン、ベンゼン、トリオール等の種々なる化學藥品が造られ、此の方面への利用も可成期待せられて居ます。

第四番目の瓦斯エンジンの動力用としても天然瓦斯は極めて優秀なる成績を現はし、熱量の高いこと、不純分の少いこと等がこゝに於ても有効に働いて居ります。殊に最近ガソリン代用燃料として天然瓦斯が利用されるやうになつてから、この方面への利用は莫大なるもので、自動車は勿論のこと、ガソリンカー、魚船にも利用され、この方面への利用は將來益々大なるものがあると思へられます。この話に就ては次に詳しく申述べることになります。

四、本邦に於ける天然瓦斯利用の現況

現に天然瓦斯を利用してゐる地方は北から秋田縣、山形縣、新潟縣、千葉縣、長野縣、静岡縣、岐阜縣、滋賀縣、宮崎縣及び鹿兒島縣等でありませぬが、各種の工業に利用し、最も天然瓦斯を有効に使つてゐるのは、千葉縣と臺灣であつて、他のものはそれほどに進んでゐないやうであります。

六
これから天然瓦斯で代表的なる千葉縣の場合を例にとり、詳しく天然瓦斯利用の状況を述べ、それから地方地方の現況を簡単に御話いたし度いと存じます。

千葉縣の茂原、大多喜地方の天然瓦斯は、各種の工業に利用され、相當な實績を擧げてゐるのであります。之れには色々な原因もありませうが、東京に近くて操業に都合がよかつたといふこと、瓦斯層の分布が廣い區域に分布してゐるといふこと、最初から瓦斯を利用するといふ建前で仕事をはじめたといふことに因るやうに考へてゐます。

この地方の瓦斯は硝子工業、電球工業、沃度工業、自轉車工業、製藥工業、壓縮瓦斯工業、發電等へ利用される外、附近の町は瓦斯供給の恩恵に浴してゐるのであります。

此等の工業で最も興味あるものは壓縮天然瓦斯工業であつて、天然瓦斯をボンベに一五〇氣壓前後に詰めて販賣する仕事で、このボンベを自動車につけてガソリン代用とする仕事即ち天然瓦斯自動車に供給する工業であります。こゝでボンベといふのは長さ一米餘直徑二十釐ばかりの鋼鐵の容器であります。

このボンベ一本あれば四、五人の家族で、煮炊き一切、風呂まで沸して役に十五、六日の使用に堪へます。大型バスやトラックなら、ボンベ五本で二百キロ、乗用車に至つてはボンベ一本で役に六〇キロの走行に堪へるといふ文字通りガソリン代用の好燃料となつたのであります。東京市内には目下

同自動車七、八百臺走つて居ります。

267
次は地方のことになります。秋田縣で天然瓦斯を産出、それを利用してゐる所は秋田市外八橋附近縣南の平澤町等で、此等の瓦斯は自動車にガソリン代用として使はれてゐる以外、燃料としても附近の工場に送られて居ります。而して縣内は勿論のこと、青森、山形の方までも鐵路に依りボンベを運搬し、遠距離地方にまでその手を延ばし輸送報國に専念いたし居ります。この方は帝國石油株式會社でやつて居ります。

山形縣には天童天然瓦斯株式會社があり、天童町の西部即ち最上川沿岸地帯の天然瓦斯を開發し、山形市、天童町附近の自動車に使用させる外、仙臺市までボンベを運搬し、その方の輸送をも擔當すべく努力中であります。同會社では壓縮瓦斯ばかりでなく硝子工業、砂鐵工業をも誘致し、生瓦斯としてそれにも供給すべく手配中なりと聞いて居ります。

新潟縣下の天然瓦斯壓縮所は新潟市、柏崎市、直江津町に在り、各市町の自動車には勿論のこと軍需會社、民家にも供給、長野市にまでもボンベを送つて居ります。此等の仕事はすべて帝國石油株式會社で行つて居ります。

七
長野縣は前述のやうに長野市が直江津より瓦斯を送つて貰ひ、自動車を走らせてゐるが、諏訪湖畔にも瓦斯が噴出してゐるので、土地の會社ではその瓦斯を壓縮して自動車用に、生瓦斯は家庭及び工

場に供してゐます。

静岡縣には静岡天然瓦斯株式会社があり、焼津町の北部に瓦斯壓縮所を設け、附近の自動車に供してゐるが、生瓦斯としては焼津町の廣榮株式会社は化学工業に利用してゐる外、静岡天然瓦斯株式会社が清水市の軍需工場にも石炭代用として天然瓦斯を送る可く現在清水地方を開發して居ります。

岐阜縣の天然瓦斯は東海メタン工業株式会社が養老附近の天然瓦斯を開發して、瓦斯を採取し、之を壓縮して大垣市及びその附近の自動車に供給してゐます。

石川縣の天然瓦斯は河北潟の東部湖畔に産出し、之を河北潟天然瓦斯工業株式会社が開發し、湖及海の魚船並に金澤市の自動車を動かすべく目下鋭意努力中、生瓦斯は硝子工業及び織工業に利用するやうに計畫中のごとであります。

滋賀縣の琵琶湖畔の天然瓦斯の開發は琵琶湖天然瓦斯株式会社により行はれ、大津、京都の自動車に充填し、輸送方面をやつてゐる外に、湖畔の軍需工場に燃料瓦斯として送る可く増産に邁進してゐます。尚江若鐵道のガンリンカーにも送り、ガンリン代用もしてゐて、絶讃を博してゐるといふことを聞いてゐます。

宮崎縣と鹿児島縣に就ては前者には九州天然瓦斯株式会社があつて小林町、都城市に、後者には數根天然瓦斯株式会社があり、鹿児島市の自動車にそれ／＼ポンペを送り自動車を運行させてゐます。

次は臺灣の天然瓦斯の話になりますが、臺灣の天然瓦斯の豊富さは全く驚くべきもので、内地のごとは一寸斬違つてゐるやうであります。しかし最近は少しく量が減退して困つてゐるといふことを聞いてゐますがはつきりしたことはわかりません。利用の方面は壓縮天然瓦斯事業即ち天然瓦斯を自動車に詰める仕事、ガンリン採取工業、カーボンブラック工業、硝子工業等に使用してゐます。その外化学工業に利用すべく目下盛んに研究中ですから、遠からず合成ガンリンとかベンゾールなどの貴重品も製造されることゝ期待されてゐます。

尚内地で千葉縣を除いて今後天然瓦斯工業の發達する可能性の多い地方を探して見ますと、秋田縣の八郎潟附近、新潟の蒲原平原地方、琵琶湖畔地方、山形縣天童町の西部地方等が第一候補地として挙げられることゝ思ひます。

戦時下の我が國で重要な産業が多々あるが、そのうちで絶対必要なものは何々かご問はれると、唯れも燃料即ち石炭、石油を推すのに躊躇しないであらう。それほど時局は燃料を要求してゐます。何んな工業でも燃料がなければ出来ぬことは何人も御承知のことゝ思ひます。ところが輸送の問題とか、勞力の問題で仲々思ふやうに、石炭、石油が出廻らない。従つてこの代用となるべきものを種々研究或は實行してゐるが、餘り香しくない現状であります。而してこの代用燃料即ち石炭、石油の代りをつとめてゐるものも色々あるが、最も評判のよいものは、さきほど話したやうに、天然

瓦斯であること、で喋々するまでもないこと、存じます。代用丈けでなく、それ自體、有用なる化學藥品も出來得る強味も持つて居ります。

一日も早く全国的に天然瓦斯を開發し、地方地方の輸送力を圓滑ならしむると共に、軍需工場 of 燃料部門を擔當し、軍需兵器を増産せしむるやう祈つてやまないものであります。

問 臺灣の瓦斯は何の種類ですか。

答 臺灣の瓦斯は石油瓦斯と准石油瓦斯の二種類で、中部、下部層のものは前者に屬してゐますが、上部層の瓦斯は准石油瓦斯と思ひます。

問 琵琶湖の瓦斯は自動車に使つてゐませう。あれはメタンガスですか。

答 メタンです。現在琵琶湖では八〇〇立方メートルしか出て居りませんが、澤山瓦斯井を掘りつゝありますので、今年中にはその何倍かになるものと思ひます。その瓦斯を壓縮し、それで京都、大津の自動車を動かしてゐます。その外、江若鐵道ではガンソリカーのガンソリ代用に使用してゐます。

問 鹿兒島市で自動車に使つて居りますのは矢張メタンですか。

答 敷根町の瓦斯をポンペに詰めて鹿兒島市に持つて行つて居ります。瓦斯は沼氣瓦斯だといふ人と准石油瓦斯だといふ人と二説になつてゐます。はつきりしてゐないやうです。何れにしても量が非常に少い。一日全體で百立方メートルしか出てゐないやうです。

問 自動車燃料として琵琶湖のは大變いゝといふことを一寸聞いたんですか、さうですか。

答 琵琶湖のものに限らず天然瓦斯は自動車用としては全部よいわけです。

問 千葉の新設工場は何時までに終るんですか。完成の時期は。

答 今年一ばいで終る豫定です。大體資材の方も當局の御認可をいたゞけさうですから、今測量をや
りつゝあります。机上のプランは全部済み、目下待機の姿勢にあります。

問 まだ敷設してないですか。

答 まだ敷設していません。

問 何の位の管を。

答 六吋です。

問 さうするごなんですか、それが完成すれば、いくらでも瓦斯が送れるわけですか。

答 瓦斯は掘ればいくらでも出ますし、又今でも利つて空中に放出してゐる始末で、勿體ない話で
す。千葉まで壓送管が敷設されるご、瓦斯井を澤山掘ることになりますから、瓦斯の點は心配が
ありません。

問 カロリーは……。

答 千葉のは八千五百カロリー位です。

問 天然瓦斯は六千から八千位ですか。

答 沼氣瓦斯は普通七千カロリー位、石油瓦斯はガソリン分を除いて使用してゐますが、この方が八
千から九千程度、准石油瓦斯は八千五百位と思つてよいと思ひます。

問 京都でやつてゐるやうな瓦斯も七、八千位ですか。

答 あれは人工メタン瓦斯ですから、炭酸瓦斯を三〇%も含んで居ります。従つてそれをまづ水洗し
て除いてゐますから、八千五百位にはなりません。

問 先程の御話のガソリン—ガロンに對して何の位の瓦斯を使ひますか。

答 八千カロリー位のもので大體二、八—三、〇立方メートルです。

問 二、八—三、〇立方メートルですか。

答 ええ。

問 それは大氣壓で二、八ですか。

答 大氣壓です。

問 もつと壓縮出来ないのですか。

答 法令で攝氏三十五度に於て、百五十氣壓までしか壓縮出来ないやうなごになつてゐます。

問 壓縮すれば何の位入りますか。

答 普通の酸素容器に百五十氣壓まで壓縮すると七立方メートル入ります。

問 そんなものですか。

答 さうです。百五十氣壓では少いので百六十五氣壓まで詰めるやうに、當局に申請してゐますが、

問 ポンベの方の耐圧が問題になつて實現にはなつてゐません。結局三ガロンしか入らないわけですね。

答 普通トラックの場合はこれを五本つけて居ります。乗用車の場合は一本です。即ちあの小さいポンベが三本で一本位になるわけです。

問 ポンベの圧力をもつと上げられませんか。

答 さきはご申上げたやうに規定では攝氏三十五度の時に百五十気圧まで詰めてよいといふことになつて居りますので、夏時分は三十度から三十二度位になりますから、百五十気圧近くまで詰りませう。けれども冬なんかですと零度近くになるので、結局百三十五気圧しか詰らないことになりま。つまり判り易く申上げれば、夏の瓦斯は比較的薄い、冬の瓦斯は濃いといふことになりませう。

問 茂原から千葉までの間は鐵管ですか。

答 鐵管は今のところ鋼材が非常に窮乏になつてゐますので、エタバイでやることになつて居ります。

問 エタバイでやることもよいが、ゴムホースでやるといふ手もありますね。

答 さうですね。さういふ手もありますが、壓送するわけですから、耐圧が問題になりませう。

問 ゴムでやつて感影響のあるものはないですね。水と一緒に可成出るさうですが、米國當りの天然瓦斯は水が出ないで天然瓦斯だけ噴いてゐますね。

答 新潟秋田地方の石油系統のものは、大抵水を伴はないのが原則であります。千葉の瓦斯は水と一緒に、その水を分離し、瓦斯を採つてゐます。

問 今千葉の方の瓦斯井は何本位……。

答 茂原ですか。茂原地方だけで百本足らずですが、實際採收してゐるものは五、六十本でせう。

問 大多喜地方は枯渇したといふ噂がありますが、あれは本當ですか。

答 千葉の瓦斯が無くなつたといふ噂をよく聞きますが、そんなことは絶対ありません。ズーツと以前のことですが、會社が多少資金的に困つたことがあつた折、瓦斯井掘鑿に費用をかけることが出来ず、それで姑息な瓦斯井を掘つたりしたものですから、瓦斯井がこわれたり、或はつまつたりして、その爲め瓦斯が不足したことがありました。今では財政的基礎も確立しましたので、瓦斯が不足どころか餘つて毎日ノ、放出する瓦斯が澤山で、誠にもつたいない位であります。尙未開發區が四、五千萬坪もありますので、瓦斯に関する限り半永久的と稱しても過言でないと思ふ次第であります。

尙最後に表を二つほど添附いたしました。が御参考になれば幸と存じます。

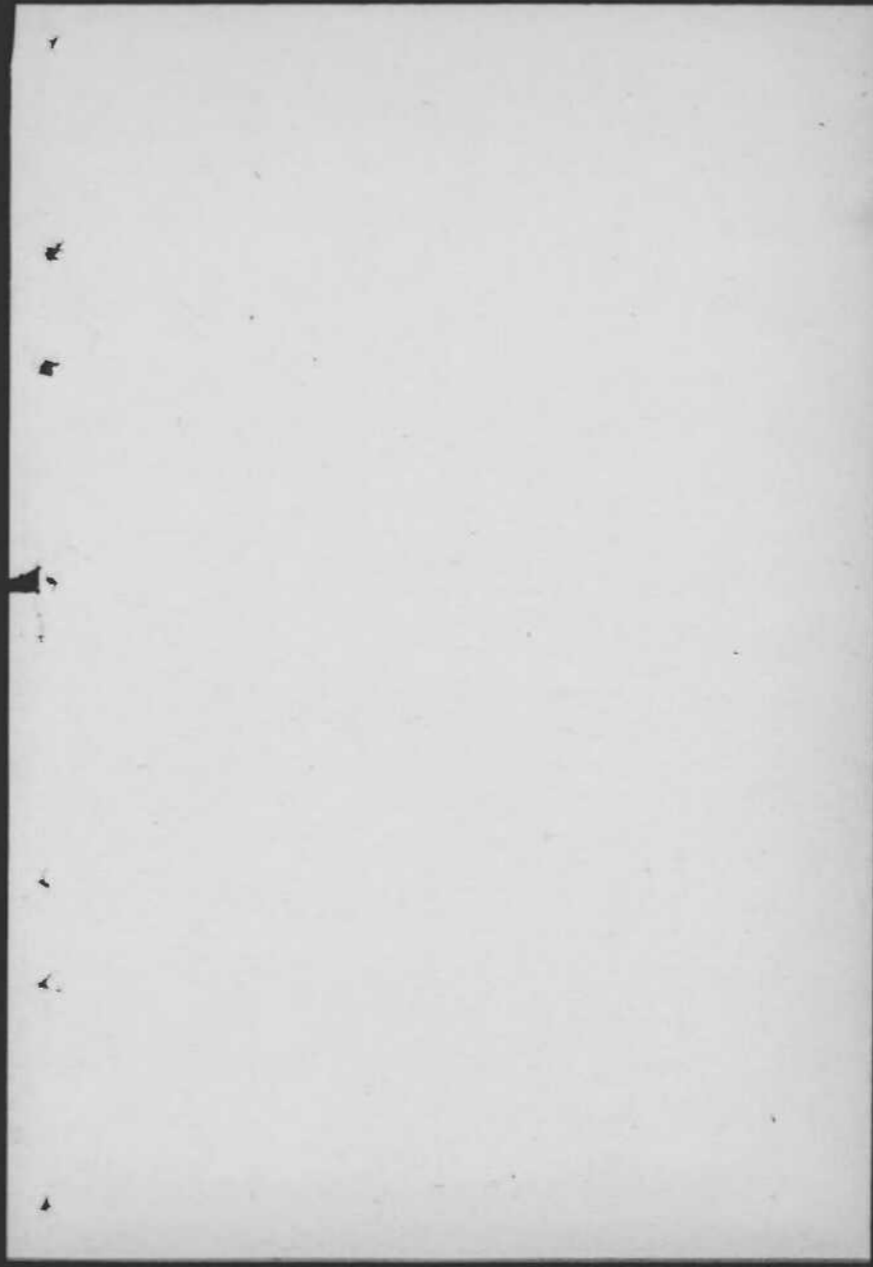
第一表

| 名 | 種 | 比重 | 高級炭化水素含有量 | 含有地層 | 重ナル發生地 |
|-------|---|-------|-----------|----------|---------------------------|
| 石油瓦斯 | | 0.6以上 | 含有量大 | 第三紀含油層 | 新潟、秋田地方 |
| 准石油瓦斯 | | 0.6前後 | 含有量小 | 第三紀含油層上同 | 千葉縣茂原大多喜地方 靜岡縣燒津地方 |
| 沼氣瓦斯 | | 0.6以下 | 含有量無 | 第四紀層 | 琵琶湖、諏訪湖畔地方 信濃川、最上川河岸地方 |
| 石炭層瓦斯 | | 0.6以下 | 含有量無 | 石炭層 | 石炭地帯 |

第二表

| | メタン (CH ₄) | 重炭化水素 (C _n H _{2n+2}) | 炭酸瓦斯 (CO ₂) | 窒素 (N ₂) | 硫化水素 (H ₂ S) | 比重 | |
|-------|---------------------------|--|----------------------------|-------------------------|----------------------------|-----|------|
| 炭化水素型 | 第一種 | 96.0 | — | 0.8 | 3.1 | — | 0.58 |
| | 第二種 | 88.0 | 11.2 | — | 0.8 | — | 0.61 |
| | 第三種 | 67.6 | 31.3 | — | 1.1 | — | 0.71 |
| 炭酸瓦斯型 | 第四種 | 32.3 | 67.0 | — | 0.7 | — | 0.89 |
| | 第五種 | 62.0 | 2.2 | 33.4 | 2.4 | — | 0.92 |
| | 第六種 | 23.6 | 69.7 | 2.5 | 1.3 | 2.9 | 0.91 |
| 窒素型 | 第七種 | 51.3 | 10.4 | 0.1 | 38.2 | — | 0.76 |

272



建 議 書

國內原油増産ニ關スル建議

(代 誌 寫)

大東亞液体燃料研究會

273

昭和十九年一月二十日

大東亞液体燃料研究会
會長 俵 孫 一

内閣總理大臣 東條英機閣下
軍需大臣 東條英機閣下
陸軍大臣 東條英機閣下
海軍大臣 嶋田繁太郎閣下

(同文提請先)

274

國內原油増産ニ關スル建議書

今ヤ戰局最モ悽愴ノ度ヲ加フルト共ニ航空機、艦船ノ増強ハ焦眉ノ急ヲ告
ゲ、政府ハ國ヲ舉ゲテ是等増産ニ挺身セシムベク發動セルノ秋、本會ハ必然
之ニ要スベキ燃料、潤滑油ノ豊富ナル供給ヲ確保セザルベカラザルヲ痛感ス
ルモノニ有之、更ニ現下ノ戰局ニ照シ石油類ノ供給ハ之ヲ主トシテ國內ニ仰
ガザルベカラザルニ想到セバ、茲ニ國內油田ノ大開發ヲ促進シ以テ一滴ノ石
油モ遺利トシテ存セシムル事無ク、悉ク之ヲ掘鑿シテ刻下ノ國難ニ貢獻セシ
ムルノ急務ナルヲ覺ユルモノ切ナルモノ有之、依テ茲ニ本會ハ役員會ノ議ヲ
經、左ニ卑見ヲ具シテ閣下ノ瀏覽ニ供シ速カニ是ガ採擇ヲ請ハントスルモノ
ニ有之候

國內原油増産策トシテ緊急處理スベキ條項概ネ左ノ如シ

一、帝國石油株式會社ヲ軍需會社トシテ指定相成度コト

眞ニ政府ハ、戰時行政職權特例ニ依リ戰時下鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等、五大重要産業ニ付、内閣總理大臣ハ關係各省大臣ニ對シ必要ナル指示ヲオシ得ベク且右ニ要スベキ勞務、資材、動力及資金ニ關シ行政上ノ特例ヲ明示セラル、處アリテ五種産業ノ特別扱方ニ關スル國策ヲ決定セラル、處アリタリ、以上ノ結果石油産業ノ如キ自然第二次的扱ニ墮セラル、コト、ナリ油田ノ開發、掘鑿上ニ要スベキ諸資材ノ調辦不十分、勞務ノ供給不圓滑ハ相共ニ事業ノ豫定計畫ヲ阻礙シ、延テ政府ノ庶幾セル年間計畫ノ試掘本數ヲ完了セシムル能ハザルコト近年概ネ然リトスルニ至レリ、サレバ油田開發ノ促進上如上ノ障礙ヲ除去シ以テ此間ノ隘路ヲ打開スルハ刻下ノ急務トスル處也、一方軍需會社法ノ制定ニ依リ政府ハ今次同法ニ依ル軍需會社ヲ指定シ石油精製會社中其儀ニ浴シタルモノヲ見ルモ原油製産ノ唯一業者タル帝國石油株式會社方其選ニ洩レタルコト眞ニ遺憾ニ有之、此間必ズヤ特殊事情ノ存在ニ依リ來ルベキ第二次ノ機會ニ優先指定可有之

ヲ疑フモノニ非ザレドモ而モ現下國內原油増産ノ強調セラル、秋ニ際シ右帝國石油會社ノ指定洩ハ明カニ産油業ニ對スル多大ノ障礙トモナリ、國民ニ對スル反映トシテ石油政策ニ對スル政府ノ所見ニ付大ナル疑念ヲ抱カシムル結果ヲ招來スルノ悞無シトセズ、殊ニ石油鑛業ノ本質ハ其特種技術的立場並ニ之ニ要スベキ資材、勞務等ノ見地ヨリ石炭其他金屬鑛業ノ夫ト大ニ趣ヲ異ニシ他ニ之ニ比肩スベキ重要度ノモノヲ見出シ難キニ徴セバ、政府ハ須ク速カニ帝國石油株式會社ヲ軍需會社トシテ指定シ其機能ヲ發揮スルニ遺憾無カラシメ、他方速カニ石油産業ノ重要性ヲ高唱シテ曩ニ決定セラレタル五大重要産業ト同等扱ヲセラル、事ニ依リ此間ノ隘路ヲ打開スルヲ得バ其效果ノ睹ルベキモ、蓋シ歴然トシテ具現スルモノアルベシ、本會ハ本件ニ付テハ舊臘既ニ政府ニ建議シテ一刻モ速カニ之ガ採擇ヲ請ヘルモノニ有之、國內原油増産方策ノ如キ正ニ本問題ノ解決ニ依テ其大半ヲ達成シ得ベキヲ信ジテ疑ハザルモノニ有之候

二、試掘ハ凡テ之ヲ國家ノ負擔ニ於テ行フコト

地下油源ノ開發ハ、從來ノ例ニ見ルニ試掘數十本ニ付一本ノ割合（說者曰ク六十本ニ付一本ノ割合）ヲ以テ幸ウジテ成功セルニ止マルガ如ク投資ニ對スル危險率極メテ多大ナルガ故個人若クハ會社ニ委スニ於テハ到底十分ノ成果ヲ收ムルコト能ハザルベシ、今ヤ石油ハ其一滴ト雖モ之ヲ國內油田ニ俟タザルベカラザル現下ノ緊急狀勢ニアリテハ須ク百尺竿頭百歩ヲ進メ試掘ハ之ヲ擧ゲテ國家ノ責任ト負擔トニ於テ爲スヲ妥當トスベシ

現行法（石油資源開發法）ハ石油鑛業者ニ對スル試掘助成金交付ノ程度ニ付政府下命者ト然ラザル者トニヨリ差等ヲ設ケタレドモ現下ノ狀勢ハ一石ノ石油ヲモ増掘ヲ急ガザルベカラザルガ故寧ロ試掘ハ凡テ之ヲ政府下命ノ下ニ推進セシメ更ニ其所要經費ニ付テハ之ヲ擧ゲテ國家負擔ノコト、シ此理念ノ下、進ンテ斯業ニ對スル國民ノ企業心ヲ彌ガ上ニ刺戟助長シ以テ油田開發上ノ總動員態勢ヲ整フルコト、セバ天下ノ鑛業者ハ踵ヲ接シテ產油

挺身ニ奮起センコト恐ラクハ思半バニ過ゲルモノアルベシ

三、政府ハ全國ニ亘リ根本的油田調査ヲ行フコト

油田調査ノ事タルヤ從來既ニ、政府並ニ民間當業者ニ依リ施行セラレ來リタル處ナレドモ一石ノ石油モ今日之ヲ遺利トシテ殘置セシムベカラザル刻下ノ狀勢ニ鑑ミ政府ハ全國ニ亘リ一大地質調査ヲ行ヒ以テ未踏ニ屬スル油田ノ開發ニ邁進スベキモノトス、而シテ右調査ニ當リテハ須ク専門智識ヲ糾合シタル官民合同委員會ニ附議シ其意見參照ノ下實地試掘下命ノ具体的方途ヲ講ゼラルベシ、斯クスルコトニ依リ全國ノ含油地域ハ自ラ其能力ニ應ジタル產油報國ニ精進スルヲ得ベシ

四、人造石油工業ニ對シ一段ノ助長方策ヲ推進スルコト

上述セル處ハ國內油田開發ニ關スル所見ナレドモ、其理念ハ均シク之ヲ人造石油工業ニ及ボスベキモノトス、今ヤ人造石油工業ハ内地、朝鮮、滿洲ノ諸地域一般ニ亘リ既ニ建設ノ道程ヲ經テ作業ノ域ニ入レルモノ尠シトセ

ザレドモ、而モ尙今日豫定計畫ニ及バザルノ恨尠シトセズ、一方航空機、
艦船ノ燃料ノ最大量ヲ内地々域ニ確保スベキノ要緊切ナルモノアルヲ顧ル
時ハ上來速ベ來リタル國內油田開發對策ハ同時ニ人造石油工業ノ平行的促
進ヲ高調セザルベカラザルモノ也、政府ハ特ニ此點ニ意ヲ用ヒラシ本工業
ノ急速發展策ニ一段ノ壓力ヲ加ヘラレン事切望ニ不羈ル處也

昭和十九年二月

第八十四議會に於ける

石油に関する質疑應答

(代 答)

大東亞液體燃料研究會

278

昭和十九年二月一日（火曜）

貴族院豫算總會に於ける

委員左近司政三君の質疑並に東條國務大臣の答辯

（三月三日發行貴族院豫算委員會
議事速記録第五號ニヨル）

279

○委員長(子爵八條隆正君)左近司政三君

○左近司政三君 私は過去に於て若干の關係がありましたので、常に多大の關心を持つて居ります。南方石油の問題に於て早見を申し述べ、之に對する陸海軍、軍需大臣の御見解を御示し願ひたいと存じます。南方占領地域に於ける諸般の施策は、先以て必勝を期する戦争完遂を目途として、緩急自ら其の宜しきに適はなければならぬことは申す迄もありませんが、一面又將來に處する我が國策の軌道に乗つて、時に臨んで其の方向に推進せしむると云ふことも忘れてはならぬこと、存じます。今南方地域に於て獲得されました重要軍需資源の中で、彼の石油に至りましては、眞に有らゆる資源中の最優位を占めるものであります。戦時、戦後を通じて是れは萬事休す、戦争前途の消長も、戦後大東亞圖を指導しての經綸も一に此の重要資源の確保發展如何に支配されると申しても敢て過言に非ずと存するのであります。此の石油は、戦争勃發の當初から軍政治下の強力なる支配下に、陸海軍各々其の地域を定めて營々として復舊開發に努力せられました結果、今日豫期以上の好成績を擧げて居ると云ふ消息を耳に致しまして、我々は頗る心強く感ずる所であります。併しながら此の石油資源は、或は大砲や戦車のやうな戦時産品とは違つて、陸軍の占有物でもなし、或は又海軍獨占の戦利品でもなく、正に我が戦時、戦後を通じて國家的大經綸を行ふに要する絶對

必須の原動力たるべき性質のものであると存するのであります、それが今作戦や或は警備、治安の關係上、暫く陸海軍の直營に委ねられて居ると了解されるのであります、此の姿が、此のやう方が必ずしも此の石油に對する適切なる經營方式であるとは申し難いのではないかと考へるのであります、一方御承知の如く、昭和十六年東亞の風雲急なるに當つて、政府は此の大事な南方石油資源を處理せしむべき重大使命を以て帝國石油株式會社なるものを拵へ、之に絶大の支援を與へて將來の使命達成を期待し來つたのであります、私は南方古領油田獲得と云ふ此の輝かしい事態が實現致しますと同時に、此の會社が、或は聯隊級の、或は軍艦隊の後に隨いて強力なる國家性のある組織の下に、逸早く現地に進出せしめらるゝものであるとのみ信じて居つたのであります、今日の處軍に人と物との供出源として御奉公致して居る程度に止つて、帝石と云ふ有機的組織の活動は、全然其の機會を與へられずに居る實情であります、他面今日此の苛烈を極むる戦局の推移、事態愈々緊迫化しつゝある昨今の情勢に鑑みずれば、今日以後愈々益々陸海軍兵力の増強を必要とせられることは必然のことと存じます、寡を以て衆に當ると申しますが、是は必ずしも勝利を期する兵衛上の通則とは考へられませぬ、海軍の方でもよく、帝國海軍は夜戦が得意であるとか、航空戦に於きましても、よく薄暮とか、或は黎明時に乘じて驚異的な戦果を擧げて居る、斯様に申して、恰も海

二

軍が好んで斯様な戦争振をして居るやうに想像され勝ちであります、事實上それは多くの場合兵力が十分でない、犠牲消耗を極度に避けねばならないと云ふ苦しい立場にある結果でありまして、若し茲に壓制的な實力を握つて居さへすれば、何を苦んで斯様な不便な苦しい戦を致しませうと、私は想像するのであります、斯くの如き現狀に於きまして、此の石油資源の開発に今以て多數の出征將兵が自ら指導的立場に立つて、汗水流して立働いて居られると云ふことは、何と考へても誠に勿體ないことと存じます、是は成るべく速かに所謂併は餅屋に譲られて、軍隊、就中出征部隊は出來得る限り此の種の立場から離れて、専ら野戦部隊の本領に、或は又海洋の決戦場裡に、縦横の御健闘が願はしいと存じ上げるのであります、尤も戦争地域の警備警戒、治安の確保と云ふやうな實力的の保衛、是は擧げて軍に任せなければならぬことは、今更申す迄もございませぬ、又戦争資源として最も重要な石油のことでありますから、軍の要求に應ずべき厳格な制約を加へて、嚴重に之を管理されることも必要でありませう、が、併しそれ等は自ら其の途ありと存じます、今日陸海軍共、人と物、業界總動員を行つて、現にそれ等を十分に活用されて居ることは事實であります、しかし此の種の所謂生産企業體制と致しましては、上下一貫した有機的な組織の活躍と云ふことが最も合理的でもあり、且又効率的であると云ふことは當然のことであり、戦の方は何人にも出來る譯

三

のものではありませぬが、油田の開発、石油鑛業と云ふやうな一種の専門事業は、其の戦間配置として、自ら別に其の人ありと申すべきであると存するのであります。以上申述べましたやうな數點を考へ合せまして私は南方石油資源の開発は、此の際速かに之を當該業者の經營活動に移されて、若干たりとも軍の負擔を軽くされて、軍は専ら征戰の尊い本務に精進して置くことを切望して已まぬ次第であります。此の部見に對する主管大臣の御高見を御伺ひ致したいと存じます。

○國務大臣(東條英機) 御答へ致します。御尋の點は二點に非ず致しました。第一點は石油資源開發に當つて陸海軍が各々其の占領地に分割をされて居る、是は果して適當であるや否やと云ふ點が一點、第二點は石油資源の開発に當つては帝國石油等の如き權威ある所の會社の企業、民間企業を遣出させ、而して人的物的の活用を關つては如何、此の二點にあるやうに拜察したのであります。先づ第一點から御答へ致します。其の前に南方地帯に當つては戰争の緩急に應ずるの要あるは勿論のこと、將來の施策に一致する如くすべきであると云ふ所の御意見、又石油は今日國家の重要事項であるが故に、其の點に對しては十分配慮すべきであると云ふ風な點に付きましては誠に御同感であります。政府以に其の考を以て之に當つて居ります。而して南方に對します所の石油と言はず、期待する所の物資は、政府と致しましては、現下の戰争遂行に最も有効に之を利用し得ることを主眼

と致しまして、特に日滿華に於ては充足困難なるものに付ては、限られた船腹を効率的に活用して重點的に之を取得ると云ふ所の方針に基いて行はれて居るのであります。石油資源の開発に於きましても、此の方針に基きまして實施せられて居るのであります。而も石油が南方期待物資の最も重要なものであると云ふことは勿論であります。他面南方石油生産地であります所の「バレンパン」「サンガンガ」「タラカン」或は「バリックパン」にせよ、或は「ビルマ」にせよ、此の所在、是は御承知の如く大東亞防衛の今日第一線に近く存在致して居るのであります。其の一部に對しましては、既に爆撃も受けて居ります。即ち第一線に近く存在する敵の飛行機の爆撃圏内に暴露して居るのであります。恰も自分の心臓を敵に預けて居るやうな事態に、今日石油生産地と云ふのは置かれて居るのであります。而も現に敵の總反攻を眼前に控へて居る所の現下の情勢に於きまして、石油自體の處理と云ふことに付きましては、是等のことを考へ合はせる場合に於きまして、作戰上の顧慮を他面深く考慮して置かなければならぬのであります。左近司閣下に對しては釋迦に説法の處がありますが、事實さうなんであります。而して敵としては此の戰争の始りました所の歴史に鑑みて、敵としては當然にそれは著意して居る、此の第一線に暴露して居る所の此處に日本の弱點がある、而も是が或程度帝國の死命を制するものなり、是は敵は能く承知して居る、又承知し

て居るものと見なければならぬ、之に對して敵としては隙があるならば、何時でも之を爆撃し或は其の他地上攻撃をして之を覆へしてやらう、斯う掛かつて来るのは敵判断として當然であり、従つて敵の空爆、又地上攻撃、是等に對しまして之が防衛には萬全を期せなければならぬ、茲に於きましてか作戦の現状から石油資源の開発又防衛との其處に密接不可分の關係を常に保持して行かなければならぬのであります、單に會社の機能を全幅的に活用する、之も大事なこと、併しながら現時の戦争下に於きましては、今申しました願望を多分に拂つて行かなければならぬ、御説の如く石油は陸軍の占有物にも非ず、又海軍の占有物にもあらず、是は當然な御説であります、又さう云ふ小さい考を以てしては處理して居りませぬ、故に差當り第一段の御問ひに對しましては、現在の如き仕組みを以て石油取得に當ると云ふことを適當なりと信じて居ります、然らば現在のやうな施設に於て取得の現状はどうであるか、是は御説の中にもありました如く、石油生産の現況は極めて順調でありまして、既に戦前以上に達して居ります、然れども茲に舊設備を應急修理に依つて今日迄運轉をして来た、其の結果逐時施設の老朽を來して居ると云ふ部分もあります、之を是正し、且又航空燃料なり、重油燃料等の將來の需要の増大を考慮致しまする爲に、別に施策する所に依つて其の實効を擧げて行きたいとは考へて居ります、尙海陸軍間に於て中央、現地との密接なる連絡聯繫を

六

圖りまして、只今御説の如く國家的見地に立つて綜合的運営に遺憾なきことを期して居ることは勿論であります、第二點、曩に申述べましたる如く、現状に於きまします石油資源開發は防衛と密接不可分の關係にあるばかりではなく、現地に於ける所の設備、又設備の保持増強の爲の物資輸送、生産物の利用、又其の運送等の船舶の逼迫せる所の現況に於きまして、是亦作戦と分つべからざる特別の關係にあるのであります、近き將來に於きましては其の狀況は更に逼迫せられることを豫見せられるのであります、従ひまして此の情勢下に於きまして直ちに民間企業とすることは其の時機適當ならずと信じて居ります、現施設の復舊及開發に著手以來現在に至る迄の經過は、只今申述べましたる如く頗る順調でありまして、特に重要品種に付きましては計畫以上の成果を収め、戦争遂行に毫末も遺憾なからしめて居る次第であります、而して人の問題、又技術者其の他施設の活用につきましては、只今も一部御説になりましたる如く、開戦の當初から今日に至ります迄十分十全を盡して居る所であり、大いに是等の人の活用、或は施設の活用、技術者の活用等も十分に圖つて居りまして、實は多數是等に從事して居ります所の石油産業戦士に對しましては、此の絶大なる努力に對しましては誠に感謝して居る次第であります、原則として内地石油會社の組織を活用すると云ふことは、將來に於て願望すべきではあると思ひますが、是は御尤であります、其の時機に

七

付きましては、常に戦局の全般から考へて決定せらるべきものである、さう信じて居ります。

○左近司政三君　只今陸軍大臣の御話の如く、目下現場の石油が作戦上最も重大なる立場に在る、従つてそれを何處迄も強力に防衛して行く必要がある、其の必要上、今速かに開發と云ふことを當該業者に委せると云ふやうなことは進み兼ねる、是は現場の實情に即した御見解であつて、或は然るべきことかと存じます、が併しながら防衛と開發が必ずしも同一人に依つて營まれなければならぬと云ふ點に付きましては、又自らそれぞれの所見があらうと思ひます、が併し私は茲にくだしく其の討論を試みようとするものではありませんが、最後に大臣の御述になつた通り、天下定まり、或は將來の對策としては此の國內業者の進出を認むべきものであると云ふことの御見解を基礎と致しまして、成るべく速かに其の將來の來ることを望む次第であります、兎角一部の力に制せられて何時の間にか政府の定められた政策の軌道から物事が外れると云ふやうなことは、必ずしもないのでありますから、何處迄も廟議に於て定められたる方策に乗つて、時々の情勢に即應しての御處置を願ひたいと存じます。

昭和十九年一月二十一日（金曜）

衆議院本會議に於ける

議員木暮武太夫君の質疑並に東條國務大臣の答辯

(一月二十二日發行衆議院
議事録第三號)

(木暮武太夫君登壇)

○木暮武太夫君

(前略)動力資源の第三と致しましては石油でございます。大東亞戦争が勃發致しますると、電撃的の神速果敢なる皇軍の勇戦進攻に依りまして、米英蘭の包圍陣を一舉に切斷粉碎致しまして、南方地域を占據すると同時に幾多の貴い資源と共に、敵が我が國の最大弱點と看做して居つた所の石油資源を把握致しましたことは、洵に喜ぶべき所のことであつたのであります。今や戦局の進展と共に、内地と南方地域間の交通も、今後或は多少の困難に遭遇するやも測り難い情勢でございます。此の情勢の下に於きましては、大東亞戦争下に於て、一部の者からは動ともすると、第二義的に取扱はれ勝ちでありました所の内地の天然石油資源開發と、人造石油の増産と云ふものの此の際の重要性を、再確認するの必要ありと信ずるものであります。(拍手)政府は事態の推移を遠觀致しまして、一日も速かに先づ石油業を所謂五大重點産業並に取扱つて、其の技術とか資材とか勞力の確保に、萬遺憾なきを期するの必要があるのではないか、又更に石油を掘る場合、最も危険率の多いと稱されて居る所の石油試掘の如きに付きましては、全額國庫負擔を以て行ふ位の大膽なる非常施策を斷行するの勇氣を、今日は持つて宜いのではないか、斯く致しまして國內の液體燃料増産に對して

非常措置を講じ、一方占領地の豊富なる南方石油と相俟ちまして、内外相通じて石油確保の我が帝國の磐石の國策を、今日は確立するの要ある秋であると考へるのであります。政府の之に對する御所見は如何でありませうか（拍手）

（國務大臣東條英機君登壇）

○國務大臣（東條英機君）

本幕君の御質問に對しまして御答へ致します（中略）

第三に石油問題であります。内地に於ける天然石油資源の開発、人造石油増産の重要性に付きましては、全然同意であります。政府に於きましても從來よりも一層積極的又劃期的増産に意を用ひ、試掘に對しましても十分なる豫算的措置を講ずる所存であります。併しながら今日の需要状況を以てしましては、内地生産のみに依存することは到底不可能であります。皇軍の善謀勇戦に依り占領確保せられたる、豫期以上の生産を見つゝあります所の南方油の運送使用を必要と致すので、此の點に付きましては海上輸送力の確保増強に更に積極的萬全の處置を飽くまでも講ずる所存であります、終り（拍手）

昭和十九年一月二十四日（日曜）

衆議院豫算總會に於ける

委員川崎克君の質疑並に國務大臣の答辯

（一月二十六日發行衆議院豫算委員會
會議録（速記）第四回同前）

川崎 克君

○川崎(克)委員 私は石油の問題に付きまして御尋ねを致したのであります、石油の戦争に對しまする位地に付きましては頗る重要性を持つて居ることは申すまでもないことでありまして、石油の一滴は兵士の血の一滴と等しいと云ふ言葉がある通り、非常な重大性を持つて居りますのみならず、前大戦の當時に顧みましても「ドイツ」の戦敗の原因の一つには石油の問題が數へられて居りまして、文獻に依りましても敗戦の因は潤滑油の不足であつたと云ふことも立證せられて居るのでありますから、石油の戦争に對する重大性は言ふまでもないことでありまして、之に關係を致しまする石油行政も亦非常に重大な意義を持つて居ることと思ひます、斯様な意味に於て此の内閣の下に商工省に於ては燃料局が出来まして、燃料局に從來石油と石炭との係を併置せられて來たのであります、どうも實際の運用上甚だ遺憾の點が少くなかつた、それでありますから、是はどうしても獨立したる強力な機關にして、さうして之を運用するに當つては陸海軍官民綜合一體となつて運用する式に改めなければいけない、斯う興望がありました、昨年の夏、翼政會の政務調査會に於きましても、其の議を決定致しまして當局に具申を致したことでありますが、丁度其の時に間もなく軍需省の設置を見るに至りまして、是に於てか初めて多年の懸案が解決出来るものと信じ

て居りました所が、今までの外局であつたものが内局になりまして、何だか縮小せられたかのやうな感じがあるのであります。是は何等か將來に御考へがあることゝ存するのであります。今日の情勢から参りますれば、此の決戦段階下に於て、軍官民が一致團結をしなければならぬことは、當ふまでもない譯であります。其の機關の運用に於ても綜合一體化しなければならぬことは、最も其の必要性を感ぜられる。そこで陸軍にありまする燃料廠、海軍にありまする燃料廠と云ふものを軍需省の一角に併合せられて、統一計畫を行はれることが必要ぢやないかと思ふのであります。其の意味に於て總理はどう云ふ風に御考へになつて居られるであらうか、此の點を先づ承りたいのであります。

○東條國務大臣　石油の戦争遂行に對しまする重要性に付きましては、只今御説明の通り、同様に政府も考へて居るのであります。殊に目下企圖して居りまする所の航空機の飛躍的の増産、又此の増産に立脚致しまして、多量の航空機の全面的活動と云ふことを考へまする場合に於て、且又作戦の進行に伴ひまして、艦船の今後に於ける所の縱横の大々的活動、或は其の他の陸上兵器の活動等を考へまする場合に於きまして、石油の是等の活動に對する重大なる要求が増して來ると云ふことも當然考へられるのであります。此の行政を如何にするかと云ふことは、今日、又今後に興へら

れた所の問題であります。勿論、政府と致しましては、或る程度の状況の推移も考へまして、軍需省の設置を奏請し、今日其の實現を見たのであります。今御指摘の如く、今日に於きましては、燃料と致しまして石油、石炭を一緒に取扱つて居りますが、此の姿勢で宜いのか、又石油其のものゝ行政の一元化と云ふ點に付きまして、當然其の必要性も考へて居りまするるので、其の方向に目下慎重研究を進めて居ります。唯軍需省の設置が目前淺いのであります。随ひましてまだそこに十全なる姿勢に轉換されて居らぬと云ふ點は、御指摘の通りであります。是等も能く考へ、又將來の需要の増大と云ふことも考へ、行政の上に於きまして、之に即應する十全の姿勢を逐次執つて参りたい、斯う考へて居ります。

○川崎(克)委員　只今總理の明確なる御答辯を得まして洵に心強く感ずるのであります。必ずや只今の御説明の通り、何等かの形に於て是は綜合統一せらるべきものである、斯う云ふ風に考へられるのであります。それに付て先づ第一に伺ひたいことは、一月十一日の閣議決定に於きまして、發注計畫の一元化が決定せられたこととあります。此の發注計畫の一元化に依つて戦力増強に向つて努力をすると云ふことに決まつたのであります。此の發注計畫の一元化は、生産計畫の面から見ますならば、其の成品の配當及び監理等を決定を致し、需要の面から見ますれば、物動計畫

に依つて品目、規格等を決定して之を軍需者に届け出る、さうして調整協議會と云ふものが出来て、調整協議會が之を生産割當をしたり、配當をしたり、或は出荷をしたりすることの案件を扱つて、軍需大臣が之が指令を與へると云ふ風に書かれてありますが、此の所謂發注計畫の一元化の中で、石油が其の中に入るものかどうか、是は勿論主要軍需品でありますから、必ず石油も中に入るものなりと私は理解を致して居るのでありますが、又して石油が中に入るものとするならば南方に於ける原油に致しても、精油に致しても、陸海軍別々になつて居るのが、此の生産計畫を統一して參り、綜合性を持たして參る上に於て、調整協議會の議に掛けられて、さうして是が統一せらるべきものであるかのやうに思はれるのであります、果してさうでありますならば、只今私の質問を致しました機構の一部が、實際運用の上に於て實現の出來るやうな可能性を見るものゝやうにも思へる、其の點に付きましてどう云ふ御用意があり、又どう云ふ風に進行して居られるのでありますか、其の點を御伺ひを致したい。

○東條國務大臣 一應私から御答へ致します、事務上の細かい點に付きましては、私今十分承知して居りませぬので、或は間違つて居りましたならば、何れ調べまして更に訂正を致すかも知れませぬ、發注計畫の一元化と云ふことに付きましては、勿論是が一つの目標として今大きく取上げら

れて、此の實行を期して居る次第であります、考へて致しましては、石油も當然此の中に入る次第であります、併しながら石油それ自體の供給状態はどうなつて居るかと云ふと、相當の部分は南方に之を依存して居るのであります、南方に依存して居ると云ふことを、更に分解して言ふならば、軍政治下に於てそこに生産が行はれ、さうして之に對策する所の選送行政等も行はれて居るのであります、随ひまして、直ちに國務行為として此の軍政地域に今直ぐ持つて行くと云ふ點には、そこに相當なる研究すべき諸問題が横はつて居るのであります、随ひまして、軍政の形に於て是が生産せられ、さうして軍政と國務との調和の關係に於て是が供給の上に具現されて行く、斯う云ふ風な必要性が今日に於てあるのであります、随ひまして、其の點から云うて、私今其の先の事務的に細かいことを承知して居らぬので、どう取扱つて居るかと云ふ點の事務的のことは分りませぬが、大體の筋は今御説のやうな理想通りに行つて居るとは今は私承知して居りませぬが、多分そこに、今私が申述べました所の形からまだ理想的の形に踏み込んで居らない點があらうかと思ひますけれども、さう云ふやうな關係に今日置かれて居りまするが、併しながら、逐次是はそこに發注の統制ある所の形に於て、行政的に取扱つて行くと云ふ方向に進めて行きたいと云ふ希望を持つて居ります、尙最初御断り致しました如く、事務上の細かい點に付て今直ちに私直接御答へ出來る

委勢にありませぬので、必要があれば政府委員から御答へさせます

一六

○島田委員長 一寸川崎君に御注意して置きますが、總理大臣は十時五十分頃には他の己むを得ざる用の爲に退席せられますから、總理大臣に對する質問は其の御積りで願ひます

○川崎(克)委員 承知致しました、私も大體承つて居りますから、其の心得に於て質問致します、國務相が見えましたから重ねて申上げますが、發注計畫の一元化と云ふことに付て御發表になつたものを見ますと、生産の上になつては成品及び其の他のものを配當することを計畫し、需要の面に於きましては其の種目、規格等は物動計畫に依つて之を届出、それを調整協議會が生産割當なり配當なりを調整して行くことと云ふことに承るのでありますが、それをやるのは陸海軍も同じ其の中に入つて行はれることであらうと思ふ、所が總理大臣の御答への中には、軍政下に於ては石油の原油を製作致して居ると云ふやうな關係もあるし、之を直ちに國防方面にも及ぼすかどうかと云ふことに付ては細かいことは分らぬがと云ふやうな御答辯であつた、併しながら他日必ず軍政下の部門にまでも及ぶものであらうかと云ふやうに御答へになつたのでありますが、其の點をはつきり一つ御答へを願ひたい

○岸國務大臣 豫て閣議決定の發注一元化の品目中には、實は燃料として石油も形式上加へて居る

290

のであります、唯石油に關しましては、御承知のやうに、其の最も大きな給源である南方石油と云ふものが軍政地區に於て獲得されて居り、其の軍政との關係もございまして、他の品物の如き發注の一元化とは自ら趣きが現在違つて居ります、それで此の石油に付きましては、陸海軍を中心として石油委員會と云ふものが設けられて居りまして、是が軍民の配當等に關する大綱を決定することになつて居ります、又御承知の通り民間の油に付きましては專賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、包括的に綜合した一元化の實行も可能になることだと思ひますけれども、現在に於きましては、さう云ふ特殊の意味を持つて居る部分に於て制約を受けて居りますけれども、形としては今申しましたやうな方法に依つて發注一元化の對象に致して居る譯であります

○川崎(克)委員 次に伺ひたいのは、石油を五大重工業の中に加へられて居ないのであります、此の點に付きましては本會議に於ても質問をされたのでありますが、御答へはなかつた、一體先程總理の御説明にありましたやうに、石油の重要性に付きましては、飛行機の増産計畫と相俟つて其の必要なることを御述べになつて居られますし、之を飛行機の増産計畫と相俟つて同一體のものであると云ふやうに私は思つて居るのであります、昨日の此の委員會に於て岸國務相の御答辯の中に

一七

一八
ありましたやうに、航空機の機械類とか或は其の他の附屬品と云つたやうなもの、單にそれだけに止まらずして、航空機全體に對して綜合性を持つやうに作るのだ、斯ふ云ふやうな御説明もあつたのでありますから、どうしてもそれから言ひますと、石油は飛行機を動かすには絶対になくてはならぬもので、一體的のものであると思ふのであります、之を缺けば他に代用品はない、代るものがなければ一體と見なければならぬものであると思ひますから、五品目の中にどうして加へらるべきものである、五品目の中に石炭と云ふ項目がありますのを燃料とでも御變へになりまして、さうして石油を其の中に包括せらるべきもの、やうに考へて居るのであります、それはどう云ふ風に御考へになつて居りますか、御考への程及び御決意の程を承りたい。

○岸國務大臣 石油が戦力の基礎的物資特に航空機の調期的増産と不可分の關係に於て、此の石油の増産並に加工と云ふ問題は非常な重要點がある事柄は御説の通りであります、隨て政府に於きましても之に對して凡ゆる方策を講じて居りまして、其の資材、勞務等の確保其の他凡ゆる處置が之に講ぜられて居るのであります、然らば五重點産業に加はつて居らないと云ふ事柄でありまして、之を加へたらどうかと云ふ御意見であります、實は五重點産業には加はつて居らないことは文字が示す通りであります、所が是は屢々議會に於きましても其の他の機會に於きましても、政府が

291
説明を致し、又此の趣旨を明かに致して居るのであります、決して五重點産業と云ふものが國家の最も重要なものゝ産業だと云ふことをあの法律も明かにして居る譯ではないのであります、例へば他に食糧の問題の如きは是れ亦非常に重要な問題であります、是が五重點に入つて居らないのはどうだと云ふ理論も聞くのであります、私共はさう考へて居らないのであります、あの中に挙げられて居る事柄は所謂戦時特例を發動すべきものを對象として考へて居りますので、其の他に於きましても國家が最も緊要とするものゝ勞務、資材等の確保に付きましては、あの五重點に擧つて居りませぬでも五重點と同様な、若しくはそれ以上の各種の施設を講じて居るものも少くないのであります、此の石油の如きは、形式的には五重點には入つて居りませぬけれども、其の確保に付て必要な勞務、資材等の問題其の他の處置に付きましては、あそこに擧つて居る五重點の産業に決して劣らないやうな萬全の策を現任も講じて居りますし、將來も益々之に力を入れて行く考へであります、○川崎(克)委員 只今の御説明を承りますと、五重點と云ふものは必ずしも重要なものゝみを掲げて居るのではないと云ふことでありますけれども、實際増産計畫實行の上に現はれて来るもので、例へば石油は重點産業に加はつて居らなくとも増産計畫には支障がないやうに、御話になつて居りますが、實際は重大な支障がある、今日は軍需會社が出来まして、軍需會社の中に製油及人造石油

會社の大部分が入りましたから、今後は其の方面は五重點に入らなくとも運用が付くかも知れませぬ、併しながら是が事業に従事する内地石油の採油の方面に於ては帝石を初めとして一つも入つて居ない、是は實際の必要がありますので、勞務に於ても資材に於ても、電氣或は木材等に於ても、眞に地方の末端に参りますと非常な影響がある、此の事はあなは能く御承知の事だと思ふ、それだから増産計畫を實行に當り、石油は重要なものである、航空機と一體のものであると云ふならば、航空機と一體の取扱をなさつて、兩方並行して行かなければいけないのではないか、例へば農具の如きも五重點に入つて居らぬですけれども、閣議決定に於て農具は入つた筈です、閣議決定でも精はぬ、それが増産計畫に入つて来れば宜い、増産計畫の上には於て重大な影響を持つて居るのですから、其の重大性を認識せられるならば何等かの取扱がなければならぬ、是は私は衷心から此の隘路を打開せられる必要があると思ふから、其の御決意を伺ふのであります。

○岸國務大臣 御話の如く實際今私が申し上げましたのは、政府の方針並に私共の考へて居る心持を申し上げたのでありますけれども、實際の部面に於て今御話の如く五重點産業と其の他の産業との關係に於きまして御話のやうな隘路が生じて居ると云ふ現實の問題も私も能く承知致して居ります、是は五重點産業を定めますと云ふと、なんとなしに其の外のものは重要でないと思ふ感じが起るし、

或は全然趣旨は違ふのでありますけれども、軍需會社に指定されると、なんだかそこに特權的なもの出来たと云ふ風な考へが起つて来る、是は實は軍需會社法の眞の使命、狙ひからはさう云ふ事は考へて居る譯ではありませぬけれども、併し實際の行政の扱ひ、其の他社會的な氣持からさう云ふことが起つて来る反面も私共十分承知致して居ります、隨て石油の問題其の他非常な重要な問題が他にもあると思ひますが、是等のもの、關係に於きましては、御趣旨の如く或は適當な方法で此の問題に付ては五重點産業に掲げられて居らないけれども、實際の扱ひは同じにやるべきものであると云ふやうな事柄を決定して公表する必要もあらうかと思ひます、是等に付きましては、私は石油と云ふことが特に重要な問題であると云ふ事に於きましては、川崎委員の御心持と全然同感でありますから、隨て又それが末端に於て今申したやうな支障を來して居ると云ふ様な事實も能く承知致して居りますから、之を取除く方法に付きましては適當に私共も施策を考へて参りたいと思ひます、併し心持は今申しました通り政府の狙ひは決して之を軽く見て居るものではないと云ふ事だけは此の際はずきり申上げて置きます。

○川崎(克)委員 軽く見て居るのではないが、實際軽く見て居ると同じ扱ひになつて居る事實は争ふ事が出来ませぬ、故に其の軽く見て居らぬと云ふ事を、之を實現せられることが何よりも急務と思

ひますが、それをやる事が増産計畫の上への影響が最も大きいのでありますから、是は近き機会に於て今國務相の仰せになつたやうに、實現せられんことを希望致して置きます

それから時間がありませぬので、五十分には總理も國務相も他においでになるさうでありますから端折つて伺ひます、先づ伺ひたいのは南方油田の問題でありますがこの南方油田の問題に付きましては、採油量であるとか、採油の状況であるとか云ふやうな事も、是は此の公開の席上でははつきり御伺ひ申上げることが困難であらうかと思ひます、是は適當なる機会に伺ひたいと思ひますが、先づ敵の狙つて居るのは、今後戦争が苛烈になつて來ると同時に、油田地帯を爆破する計畫を進める、之に對しては我が國は萬全の策を御樹てになつて居りまして、石油地帯の爆破等に付てはもう十分遺漏ない計畫の下に行はれて居る施設があると思へるのであります、其の點に付きまして、極めて簡單で宜しいが、其の状況を御話を願ひたいのです

○東條國務大臣 南方油田が今日帝國の石油の重要な部分を占めて居ると云ふ點に付きましては、是はもう世界中敵も味方も能く承知して居る事と考へるのであります、是は開戦の経過から申しましても、敵としても明瞭に其の點を把握して居る所であると思ふのであります、隨ひまして此の南方油田を何とかして消滅させてやりたい、斯う企圖することは敵として當然考へることであり、又

帝國に致しましてはそれを前提として開戦の當初から凡ゆる方途を講じて居ります、一方製油産油設備の急速なる復興を圖りますと共に、之に關聯をしまして開戦の當初から遂次之に對する所の防衛の地上並に航空の諸施設は十全を盡して居ります、茲に具體的に然らばどう云ふ風にやつて居るか云ふことは、細かい事は此の席上に於きましては差控へたいと思ひますが、要しまするに敵の凡ゆる企圖に對しまして、地上及び空中からする所の凡ゆる妨害に對しまして、最善を盡して居ると云ふ點だけを申上げて御安心を願ひたいと思ふのであります

○川崎(克)委員 南方油田の問題は次の機会に伺ひます、大體に於て其後順調に進んで居ることであらうと思はれるのであります、先づ第一に南方油田の問題を中心として考へられることは、油槽船の問題であります、油槽船の問題に付きましては先づ第一建造計畫、又敵の襲撃を受けたのに對しまして是が補修の計畫、第二に考へられることは運航上の問題であると思ふのであります、其の中で今日の一番隘路になつて居るのが運航上の問題であらうかと思へる、どう云ふ譯かと云ひますと、現在の石油油槽船の運航状況と云ふものが戦時海運管理令に依りまして海務院の所管になつて居りまして、海務院の管下に於て一般の貨物船と同じやうな取扱ひを受けて居ると云ふことが、油槽船の運航の上に於て非常な支障を來して居る、是はどうしても何等か方法を變へて特殊の

扱ひにせられなければいけない、特殊の扱ひにしまして、少くとも石油の扱ひは製油所の延長であると云ふやうな考へからして、積荷にしまして、荷揚げにしまして、配船の状況に致しまして、之に慣れた人間に扱はせると云ふことにして運航能率を増進しなければいけない、運航能率の増進の上に付てどう云ふ御考へを持つて居りますか、現在の状況では全く海務院の所管にある爲に、非常に是が阻礙されて居る、是は或は承りますと、海務院との間に於て何等か御相談になつて居るかのやうに承るのでありますが、若し此の間の協調が出来て居りますならば、協調の出来て居る點に付て國務相から此の隘路を打開することに付ての方策を御示しを願ひたい。

○岩國務大臣 南方からの油槽船の運航能率の増進に關しまして、現状に於て不十分の點が非常にあるから、之を特に強化しなければならぬと云ふ御意見は私共御尤もと存じます、是は御承知の通り今御話がありました通り海運總局が中心になつて居ります、此處に於て是の運航能率の問題を向上せしむることに努力を致して居るのであります、是は何と申しましても海上に於ける各種の戦時中の危険其の他とも睨み合せて考へて參らなければならぬ問題であります、同時に此の油槽船を取扱ひます方面、特に共同企業等の石油輸入業者及び石油精製業者等の之を扱ひます荷役の設備であるとか、或は荷役の能力と云ふやうなもの、擴充強化と云ふことが、此の運航能率

を高める上に於きまして非常に與かつて力のあることであります、此の方面に付きましても格段の力を致しますと共に、海上に於ける各種の問題に付きましては、軍部と特に密接なる連絡を持ちまして強力に是が運航能率を高めると云ふことに萬全を盡して居る、斯う云ふ次第であります。

○川崎(克)委員 時間がありませんから簡単に最後に一言伺ひたいのであります、國內油田の問題であります、此の點に付きましては本年増産計畫を立てると云ふ豫算も出て居ります、所が此の豫算を拜見致して見ますと、二箇年に大體九百九十餘萬圓を使ふことになつて居つて、是は助成費に大體は繰込まれて居るのであります、一箇年、本年度の豫算と致しましては五百九十五萬圓と云ふものを組まして居る、幾ら試掘をやると云ふやうなことは、出来るものであるかどうかと云ふことを甚だ疑ふ、今まで石油の買上値段を上げられたり、助成費を殖やされたり、補助費を殖やされたりして御努力になつて居ることは、是は能く承知を致して居りますけれども、今日の情勢下に於きましては、もつと根本的な、根本的な機構を確立せられて、内地油田の開発を思切つておやりになると云ふ御決心が付かないものであるか、それはどう云ふ風にしておやりになれば宜いかと言へば、政府の持つて居られる所の権力を發揮せられて、先づ試掘命令権と云ふものは政府にあるので

ありますから、試掘命令権を御發動になつて、國家の責任に於て、此の國內油田の開發と云ふことをおやりになることが必要でないか、今では此の助成費と云ふものは三分の二だけしか御出しになりませぬ、中には機械の助成金も出されぬものもあるやうであります、是は無論機械があるから助成金を出さぬと云ふことではありませぬけれども、そんな吝くさい考へでなしに、根本的に技術來源の企業を確立させまして、内地油田の開發を思切つておやりになる、是は今日の狀況から見ますと、内地油田は大東亞戰爭開戦以來寧ろ數字は減つて居ります、減つて居ることは申上げるまでもない、是は機械、勞務等を外へ出して居ると云ふ理由もありませうけれども、本當に力を入れて内地油田開發をするに云ふことならば方法は幾らもあると思ふ、それをおやりにならずに、こんな吝くさい考への下に、僅か百三本を掘るのに二箇年掛ると云ふ計畫でおやりになるのでは、大した増産計畫は出来ませぬ、是は思切つた増産計畫の確立が必要であると思ふのでありまして、もう今日は地質學上の調査も行届いて居りますから、若し政府に於ておやりになる決心がおありになるならば、試掘命令を出すのに、専門家に聽いて其の順位を決めて、片端から開發して行くと云ふ方針を御執りになれば、相當な増産が見られる、是は少くとも現在の量を倍加する位のことは容易に出来る、石油の必要な點に於ては屢々御述べになりませうやうに、もう總理が此の間も御話になつた

やうに、航空機は二倍になつたと仰しやいます、年内には航空機は三倍になり、四倍になり或は五倍になるかも知れない、木造船の如きも非常に増加する状態でありませぬのに、それに使ふ所の肝腎な潤滑油なり重油は、是が供給が伴はぬと云ふことであつては仕方がない、是は何としても早く増産計畫を御立てにならなければならぬのであるが、もつと思切つたことは御出しにならないのであるか、是は軍需省に於ては御提案になりましたのを大藏省に於て倒られたのか、事情は知りませぬけれども、何にしても此の點に付ては思切つた増産計畫を確立するの決心、覺悟を以て、劃期的の増産計畫の確立を要望して已まぬ、それに對します岸國務相の御決意を承りたい。

○岸國務大臣 御質問の御趣旨の如く、現下の情勢に於て、國內石油資源の劃期的な開發をする事は極めて急務であると考へます、此の點は御趣旨と全然私共も同感であります、然らば如何なる方法に依つて、どう云ふ程度に之を推進して行くかと云ふ問題に關しましては、現下の勞務の狀況或は資材の關係等とも脱み合せて之を進めて行かねば、如何に今日私共が其の緊要を認めまして、非常な大きな思切つた方法が執りたいと思ひましても、他の制約もやはり脱み合せて考へなければならぬ狀況であるのであります、今日御承知の如く、何と申しましても此の大東亞戰爭の戦果に依つて南方油田が非常な勢いで開發を見て居ります、又是が何と言つても非常な大きな力をなして居

ることは言ふを俟たないのであります、併しながら是があるから国内の方は比較的手を入れなくても宜しいと云ふやうな考へ方は、私共毛頭致して居らない、のみならず現下の情勢に於ては是と並んで此の際思切つて内地の油田を開発しやうと云ふ考へから、國內に於ける資材、工作力、動力等の四圍の状況とも睨み合せて勘案致しまして今回の豫算を出して居る譯であります、併し其の氣持は、尙此の内地油田の開発でも、本年、來年と云ふやうな時期に於けるやうな劃期的な開發を強力に推進したいと云ふ決意に付きましては、私共非常な強いものを持つて居るのであります、随ひまして此の豫算の施行に當りましては、之を強力に推進致しまして、十分に此の趣旨を實現するやうに施策致したい、斯様に考へて居ります

○川崎(克)委員 五十分と云ふ約束でしたから是で私は終ります



故勲三等間部彰勲章加授ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十九年六月二十八日

内閣總理大臣東條英機

内閣

8. 39

296

賞勳局第三四號

昭和十九年六月廿七日 内閣書記官長

内閣總理大臣

賞勳局總裁



故勳三等間部 彰ハ明治三十九年十月滋賀縣技師ニ任セラレ爾來
 臨時産業調査局技師、茶葉試験場技師、農事試験場技師等ヲ歴テ
 農林技師ト爲リ昭和十二年七月退官ニ至ル迄終始農政ノ樞機ニ參
 畫シテ本邦農業ノ進展ニ力ヲ效シ就中棉花ノ調査及計畫、農作物
 ノ育種組織ノ確立、肥料配給施設改善ノ立案、小麥ノ増産等ニ盡
 瘁シ退官後モ企畫廳ノ參與其ノ他各種委員會等ノ委員ヲ仰付ラレ
 克ク國策ノ善謀立案ニ盡力シ又農事關係團體ノ首腦トシテ或ハ關

昭和十九年六月廿九日
 昭和十九年六月廿八日

19.6.27

賞勳局

保官職ノ委託ヲ受ケ國內食糧ノ増産、織維資源ノ確保其ノ他日滿
支農業ノ發達ニ關シ夙夜晝夜策推進ニ努メ寄與スル所尠カラズ功績
顯著ノ者ニ候處本月十九日死去セル趣ニ付此際特ニ同日附ヲ以テ
旭日中綬章ヲ加授セラレ度此段允裁ヲ仰ク
追テ本件授勳章ニ付テハ主務省ト協議済ニ有之候



農商部第六九九號

勅諭二學櫻田實章

第三等

勳

部

彰

右者明治廿九年東京帝國大學農科大學長學科ヲ卒業スルヤ社會科教師ニ任セラレ爾來其時產業調查局技師、茶業試験場技師、農事試験場技師等ヲ經テ農林技師ニ任仕シ官途ニ身ヲ奉スル實ニ昔有二年此ノ間數次海外ニ渡リ農學ノ調査研究ニ精進シ殊ニ植物纖維ノ振興者タリ大正十三年以來本省農産課長ノ職ニ在ルコト十三年餘終始一貫無改ノ振興ニ勤奮シテ本省農業ノ進歩及振興ノ功績ニ方ヲ致シ識者ナル敬慕ヲ蒙ケタリ昭和十二年退官後ハ台モ又此等業ヨリ引續ク大東亞農事ノ振興ニ際シ對ハレテ企畫圖ノ形與其ノ他各種委員會等ノ委員ヲ擔御右其ノ

農 商 省

豐滿ナル學識經驗ヲ積ケテ克ク國家ノ蕃殖立業ニ盡瘁シ又ハ或ハ關係團體ノ首腦トシテ或ハ關係官廳ノ委託ヲ受ケ國內食糧ノ増産、纖維資源ノ確保其ノ他日滿又農業ノ發達ニ關シ夙夜匪懈策進ニ努メ寄與貢獻セル所洵ニ夥カラス此中昭和十四年日滿農政研究會成立ルヤ附屬ヲ進スル農業政策ノ調整等ニ滿洲ニ於ケル農業技術ノ改善發達ニ其ノ著書ヲ傾ケ以テ現下ノ農福自給圖畫立ニ大ナル貢獻ヲ爲シ又農ニ農林省ニ食糧増産技術中央本部設置セララルヤ本省事務職託トナリ其ノ本部々員トシテ食糧増産技術指導ノ綜合企畫ニ勤奮シ之カ普及發達ニ功ヲ致シ或ハ又農林省及所在大臣閣下ノ委命ヲ受ケ北支ニ於ケル農業増産ノ全般的實施指導ニ任シ北支農業今日ノ進歩ハ蓋シ同人ノ計畫實施ニ負フ

所願ル大ナリ一面農林計策委員會ノ臨時委員トシテ食糧及纖維作物ノ
 生産計畫ニ参與シ更ニ昭和十七年内閣ニ大東亞審議會ノ設置セラル
 ルヤ此種ヨリ起用セラルルニ第六^次内閣トナリ大東亞ノ農林^部水産業ニ
 關スル基本方策ノ立案ニ参與シ次テ同審議會ニ第十部會(食糧)及第十
 一部會(纖維)ノ設置セラルルヤ專門委員トシテ大イニ右兩部會ノ關
 全善業ニ貢獻スル所アリタノ點上ノ外戰時下軍需物資確保ノ國家要
 請ニ即應シ農林増産ヲ推進中根柢タル村團法人原産生産物管理部長ト
 シテ東亞全土ニ且^ニ之カ増産確保ニ絶大ナル努力ヲ致シ又現ニ帝國
 農會特別職員(現在中央農會理事)農林技術協會會長等ニ兼任シ
 全國系統農會ノ指導運営ニ、農林技術協會ノ普及發達ニ海身ノ努力ヲ揮
 ケ其ノ功績洵ニ顯著ナルモノアリ今ヤ我カ國農業界ノ長老トシテ當ニ
 新茶ノ尊敬指カマリシ處隊ヲ請フ按本月十九日遂ニ免去致事ニ有テハ
 生前ノ功勞ヲ諒セラレ得ニ願書ノ遺訓奉進級ノ御誼相成此段專申
 候也

農 商 省

昭和十九年六月廿四日

長 田 信 也



内閣總理大臣 東 條 英 機 殿

功 績 詞 語

東京師範各區神山町二二

故長三位勳三等 同 部

右者資性沈敏明敏、以ニ官途ニ身ヲ奉シテ専ラ農桑ノ世長ニ力ヲ竭シ
大正六年臨時産業調査局役事業調査部技師トナリ、數次海外ニ派遣セ
ラレテ蠶桑ノ調査研究ニ奮励シ殊ニ植物蠶桑ノ研究タリ。大正九年農
務局長專任、同十三年農務局長ニ任ぜラレ終終農務局長ノ任ニ
參ジテ本邦蠶桑ノ進歩及海外ノ振興ニ頗著ナル成績ヲ擧ゲタリ。昭和
十二年七月退官以後信モ支那等國ニ大東亞蠶桑ノ奨励ニ際シ或ハ蠶
糸蠶繭ノ首屈トシテ或ハ蠶糸官廳ノ獎勵ヲ受ケ國內其種ノ増産、蠶糸

農 林 省

資銀ノ確保其ノ他日請支農桑ノ進歩ニ關シテ夙夜圖策推進ニ努メ奇異
貢獻スルトコロ海ニ涉カラス、以下退官後ノ學問ニ付テ項ヲ進フテ左
ニ之ヲ敘述ス

功績事項目次

| | |
|----|------------------|
| 一 | 金屋及金屋院ニ請スル事項 |
| 二 | 後林許委員官ニ請スル事項 |
| 三 | 大東巨建設審議官ニ請スル事項 |
| 四 | 新學校勸告審議官ニ請スル事項 |
| 五 | 農林省ノ補助使進ニ請スル事項 |
| 六 | 日滿農政研究會ニ請スル事項 |
| 七 | 食糧増産技術指導ニ請スル事項 |
| 八 | 餘額ノ増産配給等ニ請スル事項 |
| 九 | 縣額ノ増産配給ニ請スル事項 |
| 十 | 北支ニ於ケル農産増産ニ請スル事項 |
| 十一 | 茶葉ノ振興ニ請スル事項 |
| 十二 | 日本國農中興會ニ請スル事項 |
| 十三 | 大日本農會ニ請スル事項 |
| 十四 | 農林省管內ニ請スル事項 |
| 十五 | 農林技術指導官ニ請スル事項 |

農林省

裏面白紙

大塚 啓

日本標準尺牘 315(152×257mm)

一、企畫廳及企畫院ニ關スル事項

昭和十二年九月ヨリ同年十月迄企畫廳參事トシテ又昭和十四年十二月ヨリ昭和十八年十月ニ至ル迄企畫院委員トシテ日滿支ヲ兼ジテノ食糧、鐵鋼及油脂農産物等ノ備給竝ニ殖産計畫ニ參事シテ其ノ年歲經營ヲ關注シ、日滿支產業五ヶ年計畫ノ獨立ニ當ル等企畫院廢止ニ至ル迄多年ニ亘リ殖産ヲ關ケテ國家計畫ニ關與シ、其ノ功績顯著ナリ

二、農林計畫委員會ニ關スル事項

昭和十四年一月二十一日農林計畫委員會臨時委員ヲ仰行ラレ農林生産計畫部、戰時食糧部及農務部ノ各部會ニ配屬シ食糧並ニ殖産作物等ノ生産計畫ノ審議ニ參與シ戰時下ニ於ケル之等農産物ノ増産ニ寄與セリ

農 林 省

與セル所務カラス

三、大東亞建設審議會ニ關スル事項

昭和十七年七月大東亞建設審議會ノ設置セララルルヲ推サレテ第六部會(農林水産部)ノ幹事トナリ農林基本方策ノ調査並ニ審議ノ促進ニ努メタリ又昭和十八年六月一日大東亞建設審議會專門委員ヲ仰行ラレ第十部會(食糧)及第十一部會(殖産)ニ屬シ天々大東亞各地域ニ於ケル食糧及殖産ニ關スル存案ノ作製ニ參與セリ
殊ニ第十部會ニ於テ主要食糧、畜産食糧、水産食糧ノ部門別ニ基礎案ヲ作製スルニ際シ主要食糧部門ヲ擔當シ又第十一部會ニ於テ棉、麻、製絲、羊毛、バルブノ部門別ニ基礎案ヲ作製スルニ際シテハ麻ノ部門ヲ擔當シ天々基礎案ノ立案作製ニ當レリ

日本經濟年報下-I

四 科學技術審議會ニ關スル事項

昭和十八年七月十日科學技術審議會臨時委員ヲ被仰付、第七部會ニ所屬シテ其ノ豐富ナル學識ヲ傾ケテ農林畜水産物ノ増産並ニ利用ノ合理化ニ關スル方策並ニ農林技術委員委員並ニ種株ニ關スル方策ノ審議ニ當リ特ニ專門部會ニ於テハ本委員ノ他主要實種農産物ノ増産及蓄積、廠等機械原料ノ増産並ニ利用ノ合理化ニ關スル方策ノ立案審議ニ委座シテ今日ニ及ビ其ノ功績洵ニ顯著ナルモノアリ

五 農林團體ノ活動促進ニ關スル事項

昭和十四年十月十六日帝國農林會特別決議ヲ命ゼラレ、紹エテ昭和十八年九月農林團體法施行ニ伴ヒ帝國農林會各都府縣農林團體ト合併シ、中央農林會ノ設立ヲ見ルヤ之カ基幹ニ委任セラレ今日ニ至ル迄政府ト表裏一體トナリ農林界ニ於ケル指導中樞團體ノ役員トシテ全國ノ承認

農 林 省

六 日清對立會ニ關スル事項

農林省ヲ進シ得ニ其種ノ増産ヲ中心トシ活動ナル運動ヲ展開セシメ、農林團體ノ活動促進上大ナル貢獻ヲ爲シタリ
昭和十四年六月二十六日日本研究會創立セララルヤ同年六月三十日入會シ、爾來今日ニ及ビ日清對立會ニ關スル農林ノ相互發展、農民及農村ノ共存共榮等ニ關スル諸般農林政策ノ調整特ニ滿洲農林ノ改善發達ニ必要ナル施策ノ推進ニ努メ、昭和十四年九月及昭和十五年八月ノ二回ニ亘リテ農林、畜養ニ出ルマシ、尙大豆問題ニ關シテハ平先蛋白質食糧トシテノ大豆ノ重要性ヲ強調シ行ニ全問題研究會ノ常任委員トナリ又滿洲農林ノ技術的改善發達ニ關シテハ技術委員會ノ委員トナリテ滿洲農林ノ發展ニ

買取セル農産物者ニシテ城下ノ口請ヲ進スル其類目並價額確立ニ努
セル歳大ナリ

七、食糧増産技術指導ニ關スル事項

昭和十六年二月農林省ニ其種増産技術中央本部設置セララルヤ、同
年三月ニハ農林省事務ヲ統括セラルルト共ニ石中本部長ヲ兼テ
ラレ企圖部ニ屬シ其種増産ニ關スル技術指導ノ綜合企圖ニ參畫兼
テラレ以テ時局下ニ於ケル食糧生産技術ノ普及促進ニ關シテナル效果
ヲニグルニ至レリ

八、縣農ノ増産配給等ニ關スル事項

昭和十六年十一月一日日本官報、農林省林式百社設立セララルヤ、之
が専業ニ就テシ、昭和十九年一月ニ至ル迄農林ノ増産配給、技術ノ
完遂、配給ノ適正等ニ關シテ公正安富ナル結果ヲ披露シソノ適正
ナル運営ニ努メシタル功績大ナルモノアリ

九、農産物増産確保ニ關スル事項

軍需農産物確保ノ要請ニ因應シ農林省、陸海軍、大東亞省等
係官廳並農ノ上級並共榮團内ニ於ケル農産物増産ノ進捗的中核トシ
テ財団法人農林生産協會ヲ設立スルニ當リ最大ナル努力ヲ爲シ、同
和十七年九月三十日之ガ設立ト同時ニ理事長ニ就任シ、爾來農産物
増産ノ爲メ技術指導員ノ養成並ニ其ノ配給ノ新法、肥料、機械器具、
其ノ他各種生産資材ノ配給調整、技術講習會及協議會等ノ開催、農

農 林 省

製増産ニ關スル指導獎勵ニ關シ研究、其ノ他各般ノ施策ヲ講ジ關係官廳トモ密接ナル連絡ノ下ニ内閣ヲ初メ東亞全地域ニ且リ之ガ増産確保ニ貢獻セル能ク大ナルモノアリ

六 北支ニ於ケル農業増産ニ關スル事項

華北農業科學研究所ハ北支ニ於ケル食糧及棉花増産ニ關スル中極的
研究機關トシテ設置セラルル施設ナルガ式ハ右欄同トシテ之ガ研究
運営ニ付金兩ニ且リ彼支ノ上規程ニ付全般的指導ヲ爲シ之所ノ今日
ニ於ケル基礎ヲ築ケリ
而シテ其ノ間與豆麥及大豆類ノ依頼ニ依リ昭和十四年五月彼支シ食
糧及棉花増産問題ニ關スル調査指導ヲ行フト共ニ其ノ學識經驗ヲ類

農 林 省

注シテ同趣ニ於ケル今日ノ食糧及棉花増産ノ根本計畫ノ立案ニ參
セラレタリ、其ニ昭和十五年十月ニハ北支ニ於テ軍需及民需ノ不
ノ通過ニ關係シ主トシテ大陸地帯ニ於ケル日本植ノ栽培ニ關スル計
畫ノ立案ノタメ既支シ今日ノ普及ヲ見ルノ基礎ヲ確立スルニ至レリ
爾後食糧ノ通過ニ付棉花ノ栽培者シク食糧ト棉花トノ調整ヲ爲ス
ノ必要生ズルヤ大長官ノ依頼ニ依リ許ニ實地觀察ノ上麥及稻ノ増
産ニ關係シ、新舊各ノ防除等ニ關シ調査ヲ極ケ、北支ノ農業増産ニ關
スル現狀指導者ノ顧問的役割ヲ極メ強ク同氏ニ依リ建設策ヲ立案
實施セラレタリト云フモ、其ノ功績尙ニ没スベカラザル
モノトス

十、茶業ノ振興ニ關スル事項

(一) 茶業組合中央會ニ關スル事項

大正十五年四月茶業組合規則第三十條ノ二ニ依リ茶業組合中央會
總事務所員ヲ卸セラレ、同十二年七月官帖ヲ退キタル後ニ於テモ
引續キ其ノ任ヲ當ラケ、昭和十八年九月ニ至ル迄實ニ十八年ノ水キ
ニ且リテ中大正政府特派員トシテ茶業組合ノ運営ニ本邦茶業ノ
振興ニ盡心シ其ノ功績顯著ナルモノアリ、就中支那茶葉物販ノ腐
敗ヨリ製茶權田ノ増進ヲ謀ルトスルニ至ルヤ之方航路振興ノ權限
ニ關シテ先づ輸出米ノ生産費節減、品質改善等ニ力ヲ竭シ仕向地
展進品供給ノ方途ヲ講ジ従前一千萬圓内外ノ輸出額ヲ一躍其ノ二

農 林 省

倍以上ニ進展セシメ以テ外貨獲得上ニ寄與セシハ氏ノ獻策努力ニ
依チタル所多大ナルモノアリ

(二) 茶業振興ニ關スル事項

昭和十七年九月本會暫ノ設立ヨリ同十九年二月解散ニ至ル迄本會
運務トシテ大規模茶業振興ニ茶業者ノ連絡協調ニ盡心シ大規模
地域ヲ網ジテノ茶業ノ發展ニ貢獻スル事大ナルモノアリタリ

(三) 駐歐法人日本茶業會ニ關スル事項

昭和十八年六月本會ノ設立ヲ見ルヤ駐歐ニ遊任セラレ爾立日爾後
キ本會ノ健全ナル發展ヲ期シ我輩茶業ノ振興ニ寄與スル事大ナ
ルモノアリ

十二、日本國農中央會ニ請スル事

昭和十六年十一月二十八日ヨリ社団法人日本國農中央會ノ顧問トシテ
テ國農中央會ノ生産改良増進ニ對スル功績著シ

十三、大日本帝國會ニ請スル事

昭和十三年二月二十五日日本會ノ顧問ニ、同年五月四日高野理事ニ選
任セラレ、爾來悉ク進メルニ由リ、其ノ間ニ於テ農業技術ノ普及及
進ニ大ナル功ヲ著シ、其ノ功績ニ大ナルモノアリ
即チ昭和十二年以降毎年一國農中央會ニ對シテ、軍需及
民需ノ重要物資生産増進ニ爲直接間接ノ寄與ニ任ズル農業技術
員ニ對シ知識及技術ノ向上ヲ計レリ、又時局下ニ於テ肥料供給ノ促進ヲ克

農 林 省

服シ食糧増産物ノ生産確保ニ道ヲナカラシムル爲、昭和十四五年ニ
於テ、中央、地方ヲ通ジ「肥料ニ關スル技術問題研究會」「米麥増
産ニ關スル技術研究會」ヲ組織シ、各該會技術員ノ技術ノ向上普及ニ
極メテ適切ナル研究ヲ開始シ、計セテ不費不取タル「農業」ノ編輯
方針ヲ一貫シテ其増産ニ傾注シ、且其増産技術指導ニ關スル
七十五種、百八十七萬五千冊ヲ頒布シ、市町村ノ米麥ニ至ルマデ食糧
増産技術ノ浸透ニ務メラレタル效績誠ニ偉大ナリ

十四、農地調査會ニ請スル事

昭和十六年五月十三日農地調査會副議長ヲ命ゼラレテヨリ今日ニ
至ルマデ各該調査員會ニ出席シ、農地調査ナル重要ト認メナル知能ニ基キ

一、臨時産業調査ニ關スル事項

大正六年臨時産業調査局設置セラルルヤ選バレテ同局技師ニ任命セラレ主トシテ植物栽培關係ノ事務ヲ擔當シ、就中棉花ニ關シテハ其ノ調査及計畫等特ニ計議ヲ極メタリ、當時本邦ニ於ケル棉花ノ需要ハ增加ノ一途ヲ辿リ然モ其ノ需要ノ全額ヲ海外ヨリノ供給ニ倚ツノ状況ナリシヲ以テ一割有事ノ秋ヲ考慮シ出來ル限り朝鮮、臺灣及滿洲ヨリ之ガ供給ヲ圖ラント計畫シ大正六、七及八年ノ三ヶ年間ニ於テ朝鮮及臺灣ハ勿論再三支那及英領印度、埃及へ出張ヲ命ゼラレ當時交通極メテ不便ナルニモ不測の災厄ニ入り其ノ墾植區域頗ル廣大ニシテ主トシテ棉花ニ關シ其ノ生産、消費、將來ノ發地等各款ニ巨

農 林 省

リ極メテ詳細ニ調査研究ヲ爲シ我國ニ於ケル棉花ノ需給ニ關スル根本的計畫ヲ樹立セラルル其ノ調査報告ハ稍難ヲ極メ今尙貴重ナル資料トシテ尊重セラレツツアリテ其ノ功績洵ニ偉大ナルモノアリ

二、農作物ノ育種組織ノ確立ニ關スル事項

優良品種ノ育成ハ農産物ノ改良増産上ノ基本的條件ナルニ雖ミ夙ニ中央及地方農事試験場ニ於テ之ガ育成ニ努メ來リ相富見ルベキ成績ヲ收メツツアリシモ個々ノ機關ノ間ニ連絡ナカリシ爲其ノ成果未ダ充分ナラザルノ憾アリシヲ以テ之レヲ組織化シ且育種方法ニモ一段ノ科學性ヲ加フベク種々考究ヲ重ネタル結果成案ヲ得テ所要ノ豫算

ヲ要求シ、昭和元年度小麦及甘藷ニ付、翌二年度水稻ニ付、同四年
度陸稻ニ付、同五年度桑蠶ニ付、同十年度棉及除蟲菊ニ付夫々中央
及地方ヲ通スル系統的組織ノ下ニ育種事業ヲ開始セリ、而シテ右新
系統組織ハ未ダ他國ニ類例ナキ創設的組織ニシテ今日迄ニ水稻ニ於
テ四五、陸稻ニ於テ二一、小麦ニ於テ六三ノ優良新品種ヲ育成シ、
甘藷、桑蠶等ニ付テモ亦幾多ノ優良新品種ヲ育成シテ戦時下食糧増
ニ軍需物資ノ増進ニ貢献シツツアルハ正ニ本組織ノ賜ト謂フモ過
言ニ非ズ、之方製薬副産物ノ功ヤ洵ニ大ナルモノアリ

三、肥料行政ニ關スル事項

大正ノ末ニ至リ肥料問題ノ漸ク重大ヲ加ヘタルニ際シ農林省ニ肥料

農 林 省

調査委員會ノ設置セララルヤ、其ノ設置及之方運営ニ關スル實務ニ
當リ次テ肥料管理法案ノ立案ニ心血ヲ注ギタリ、本法案ハ其ノ實施
ヲ見ルニ至ラザリシモ更ニ之ヲ改善シテ肥料配給改善施設ノ計畫ヲ
樹立シ其ノ實施ニ鋭意努力ヲ拂ヒ現在ノ肥料配給統制ノ基礎ヲ築キ
一方重要肥料施用方法改善試驗施設ヲ計畫實施シ、又昭和六年ノ交
農村ノ恐慌ニ當面シ農村更生運動ニ關聯シテ自給肥料増産獎勵施設
ヲ擴充強化スル等本邦肥料行政ヲ確立シ其ノ發達ニ寄與セルトコロ
蓋シ甚大ナルモノアリ

四、小麦増産ニ關スル事項

以ニ小麦ノ増産ヲ企圖シ先ヅ大正十五年産品改良施設ノ端ヲ拓キ
 殊ニ水田裏作利用ノ小麦品種ノ育成ニ努メタリ、**併々**世界的農村不況
 時代ニ適適シ農村救済ノ必要起ルヤ之ガ對策ノ一トシテ昭和七年小
 麥増産計ヲ樹立シ冬季休耕地ヲ活用シ、鋤耨力ヲ生産化シ、種小
 麥ノ輸入ヲ防遏シ、種改良ノ改善ヲ圖ラントセリ、當時小麦ノ需要
 ハ遂増増加シ、昭和四一六年ニケ平平均ニ於テ小麦及小麦粉ノ輸入
 数量ハ四百八十五萬石ソノ價値ハ實ニ四千九百四十萬圓ノ巨額ニ達
 セリ、而シテ小麦増産計實現セラルルヤソノ獎勵方策適切ニシテ
 昭和九年ニハ已ニ九百四十萬石ノ生産ヲ望ミ、**併々**テ作付
 面積増加シ、品種改良ノ育成及栽培技術ノ進歩顯著ナルモノアリ、大

農 林 省

並ニ下國內食糧確保ニ貢獻シタル業績大ナリ

五 東北地方凶作防止ニ關スル事項

東北地方ニ於テハ古來屢々凶作ニ襲ハレ甚大ナル被害ヲ蒙リ來リタ
 ルガ爲メ昭和九年ノ凶作ニ適適シ之ガ富國ノ救済ニ異狀ナル懸念ヲ
 種々凶作防止ノ根本策ニ關シ、施設スルノ必要ヲ認め、種々考究ノ結果
 取案ヲ得テ昭和十年度ヨリ凶作防止ニ關スル施設ヲ實施セリ
 而シテ右取案ノ主ナルモノハ氣象ノ長期調査ニ關スル研究、水田冷
 害ノ生理的研究、冷害抵抗性品種ノ育成、栽培方法ノ改善研究及之
 ガ普及宣傳ニシテ已ニ水田冷害ノ生理的機構解明セラレ又平熱ニシ
 テ多收且耐病性強キ水田品種「愛子一號」外十品種ヲ育成シ得タ

大案附

ルノミナラス、栽培方法ノ改善ニ付テモ生理、生態的研究ト相俟テ
テ凶作防止ニ對シ顯著ナル成績ヲ收メ^ルル^テ今日ノ食糧増
産ニ對シ貢獻セル處極メテ大ナルモノアリ

農
林
省

| 年 | 功 | 位 | 職 | 所 | 影 | 氏 | 官 |
|------|--------|---|---|-----------------|------|----|-----|
| | 從三位勳三等 | | 高 | 關山縣小田郡中川村字淺海一六一 | アキラ | 平民 | |
| | | | | 現住所 東京都西谷區神山町二二 | 明治十四 | ナシ | 官公署 |
| 明治三九 | 七一〇 | | | 東京帝國大學農科大學農學科卒業 | | | |
| | 九二九 | | | 耕理登壇高等技術者講習會卒業 | | | |
| | 九一 | | | 滋賀縣新地整理役師ヲ命ス | | | 滋賀縣 |
| | | | | 年俸千圓結典ス | | | |
| | 一〇二四 | | | 任滋賀縣技師 | | | 内閣 |
| | | | | 叙高寺官七等 | | | |
| | | | | 年俸參百圓下賜 | | | 内務省 |
| | | | | | | | 農商省 |
| | 一二二一 | | | 叙從七位 | | | 官内省 |
| | 三二一 | | | 文官普通試験臨時委員ヲ命ス | | | 滋賀縣 |
| | 二一、一四 | | | 陸軍高等官六等 | | | 内閣 |
| | 一三、二六 | | | 叙正七位 | | | 官内省 |
| | 三二五 | | | 年俸千圓下賜 | | | 滋賀縣 |
| | 三一八 | | | 年俸千圓下賜 | | | |
| | 一一、一三 | | | 陸軍高等官五等 | | | 内閣 |
| | 三三、三 | | | 叙從六位 | | | 官内省 |
| | 四二七 | | | 滋賀縣農事試験場技師ニ任ス | | | 内閣 |
| | | | | 年俸千四百圓下賜 | | | 滋賀縣 |
| 大正元 | 八二〇 | | | 滋賀縣農會特別職員ヲ命ス | | | |
| 明治四五 | 四二七 | | | 滋賀縣農會試験場技師長ヲ命ス | | | |

| | | | | |
|----|---|------|------------------------|-----|
| 大正 | 四 | 一 | 年俸千五百圓下賜 | 滋賀縣 |
| 〃 | 〃 | 一〇 | 大正北志取ヲ受與セラル | 買勤局 |
| 〃 | 五 | 二一九 | 陸奥高寺官四等 | 内閣 |
| 〃 | 〃 | 三三一 | 叙正六位 | 官内省 |
| 〃 | 〃 | 四二三 | 内務省勸業課長ヲ命ス | 滋賀縣 |
| 大正 | 五 | 〃二四 | 年俸六百圓下賜 | 内閣 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 年俸千圓下賜 | 滋賀縣 |
| 〃 | 六 | 三二二 | 仕職時産業調査局技師兼農務技師 | 内閣 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 叙高寺官四等 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 六級俸下賜 | 農務省 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 農務省 | 農務省 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 農務省 | 農務省 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 農務省 | 農務省 |
| 〃 | 七 | 七一〇 | 支那へ出張被仰付 | 内閣 |
| 〃 | 八 | 五三〇 | 叙勲六等瑞寶章ヲ賜フ | 買勤局 |
| 〃 | 〃 | 六三〇 | 五級俸下賜 | 農務省 |
| 〃 | 〃 | 八 | 臨時産業調査局第一部長ヲ命ス | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 英領印度及埃及へ出張被仰 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 一三二二 | 陸奥高寺官三等 | 内閣 |
| 〃 | 九 | 一三〇 | 叙従五位 | 官内省 |
| 〃 | 〃 | 三三一 | 仕未業武蔵勲技師兼農務技師如故 | 内閣 |
| 〃 | 〃 | 九二〇 | 免余業武蔵勲技師專任農務技師 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 農務省 | 農務省 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 農務省 | 農務省 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 大正四年乃至九年奉旨ノ功ニ依リ金四百圓ヲ賜フ | 買勤局 |

農 商 省

農務省用紙乙

| | | | | |
|------|-----|-----|--------------------|-----|
| 大正一〇 | 一三 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 一、一 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 一、二 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 一、三 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 一、四 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 一、五 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 一、六 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 一、七 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 一、八 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 一、九 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 二、〇 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 二、一 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 二、二 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 二、三 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 二、四 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 二、五 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 二、六 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 二、七 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 二、八 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 二、九 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 三、〇 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 三、一 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 三、二 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 三、三 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 三、四 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 三、五 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 三、六 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 三、七 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 三、八 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 三、九 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |
| 四、〇 | 九一〇 | 三、八 | 農務局 農務課長 農務課長 農務課長 | 農務局 |

| | | | |
|-------|------|--------------------------|--------|
| 大正一四 | 二一六 | 叙正五位 | 宮内省 |
| 一五 | 四 | 余東組台中大蔵蔵特別議員ヲ仰ゼラル | 農林省 |
| 〃 | 五一七 | 勲章調正委員ヲ仰奉叙仰付 | 内閣 |
| 〃 | 六三〇 | 二級特下勲 | 農林省 |
| 昭和 | 六一〇 | 肥料調査委員官特等ヲ命ス | 〃 |
| 〃 | 一三二六 | 数社農事試験場技術師数高等官二等 | 内閣 |
| 〃 | 三二七 | 叙勲四等文瑞寶章 | 賞勲局 |
| 〃 | 七三一 | 大蔵蔵長候官被仰付 | 〃 |
| 〃 | 八一 | 勲任官ヲ以テ特選セラル (農林技師) | 内閣 |
| 〃 | 一〇二九 | 大蔵蔵行平供奉被仰付 | 〃 |
| 〃 | 一三二四 | 一級特下勲 | 農林省 |
| 〃 | 一六一六 | 昭和二年勅令第百八十八號ノ旨ニ依リ大蔵蔵記念章ヲ | 〃 |
| 農 商 省 | | | |
| 〃 | 〃 | 授與セラル | 賞勲局 |
| 〃 | 五 | 叙従四位 | 宮内省 |
| 〃 | 三 | 叙勲三等授瑞寶章 | 賞勲局 |
| 〃 | 七 | 資源局専門委員ヲ嘱託ス | 〃 |
| 〃 | 一三二〇 | 昭和八年度本学農学部講師ヲ嘱託ス | 京都帝國大學 |
| 〃 | 八一 | 余東組台中大蔵蔵特別議員ヲ嘱託ス | 農林省 |
| 〃 | 四一八 | 加藤武百七拾勲下勲 | 〃 |
| 〃 | 六三〇 | 重要資源ニ關スル調査事務ヲ嘱託ス | 内閣 |
| 〃 | 九二二 | 重要資源ニ關スル調査事務ノ嘱託ヲ解ク | 〃 |
| 〃 | 一三二四 | 叙正四位 | 宮内省 |
| 〃 | 三二五 | 昭和十年度本学農学部講師ヲ嘱託ス | 京都帝國大學 |
| 〃 | 五二〇 | 昭和六年乃至九年奉養ニ於ケル功ニ依リ叙正百八拾 | 賞勲局 |
| 〃 | 四二九 | 勲ヲ賜フ | 〃 |

履歴書用紙乙

履歴書用紙 乙

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------|----------------------|-----|
| | | | | | | | | | | | 昭和一九二八年 | 日本國委中興會ノ顧問トナル | |
| | | | | | | | | | | | 一九二二 | 興亞院ノ事務ヲ擔ヒシ中津氏國へ出渡ヲ命ス | 興亞院 |
| | | | | | | | | | | | 一九三〇 | 原野生産協會理事ニ就任 | |
| | | | | | | | | | | | 一九 | 茶葉協會理事ニ就任 | |
| | | | | | | | | | | | 一九 | 大東亞地産會理事ニ任ズルニ就任 | 内閣 |
| | | | | | | | | | | | 一九 | 日本茶業協會理事ニ就任 | 内閣 |
| | | | | | | | | | | | 一九一〇 | 科學院評議會議員ヲ被仰付 | |
| | | | | | | | | | | | 一九一〇 | 中央興業會理事ニ就任 | |

農 商 省